

平成29年6月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	平 野 広 行	11番	三 浦 義 光
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

6月議会の一番最初の質問者ということでありますので、よろしく願いをいたします。

今月の議会から、弥富市をPRするために今議場に、この「きんちゃん」が登場しております。議場での主役は私でありますので、どうぞカメラのアングルをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点の質問を用意し、通告をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

新庁舎建設事業に対する名古屋高等裁判所の判決について、質問をさせていただきます。

新庁舎建設事業に対する訴訟につきましては、平成25年10月に名古屋地方裁判所に訴訟が提起され、3年にも及ぶ審議を経て、平成28年11月24日に原告の主張を一部却下、そのほかは棄却するとした第1審の判決が言い渡されました。その後、1審の判決を不服として、原告側は平成28年12月5日に名古屋高等裁判所に控訴をしました。結果として、控訴審は1回の口頭弁論にて結審し、本年4月21日に判決が言い渡され、新聞報道では、名古屋高等裁判所は、事業認定を受けていない状態では購入費等の支出見込みはないとして原告側の訴えを棄却した1審の判決を変更し、原告側の訴えを却下したとされております。その後、原告側

は最高裁への上告をしなかったため、今までの訴訟については区切りがついたと理解しておりますが、6月2日に開催されました公聴会において、事業に反対する側の公述人からは、いまだに減額譲渡や移転補償費に関する意見や質問がありました。

また、市民の中には、事業認定を受けていない状態では土地購入費等の支出見込みはないから原告の訴えを却下するとされる2審の判決について、今後、事業認定がなされた後に再度訴えがあった場合には、訴えは取り上げられ、判決が覆ることもあるのではとの不安感を持たれているお方もお見えになると思います。

そこで、1審の判決との相違点など、名古屋高等裁判所の判決の要旨についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） おはようございます。

佐藤高議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在は市の業務は仮庁舎に移転して行っておりますので、現在は使用しておりませんが、昨年4月まで使用していました庁舎は狭く、エレベーターもなく、バリアフリーには対応できていませんでした。さらに耐震性は著しく低く、今後近い将来確実に起こるとされている南海トラフ巨大地震では、崩壊または倒壊のおそれがあります。来庁される市民の皆さんの安全の確保と利便性の向上、そして市の防災の拠点、司令塔として確実に機能する新庁舎の建設が急務となっております。

現在、3カ所に分かれての仮庁舎での市役所としての業務を行っておりますので、市民の皆様には大変な御不便と御迷惑をおかけしております。当初の新庁舎の建設スケジュールどおりであれば、ことしの春から安心・安全な新しい庁舎での業務がスタートできるはずでありました。このような大幅のおくれが生じた原因は、市民の方からの住民訴訟でありました。平成25年6月議会で議決された新庁舎建設事業に係る補正予算に対する支出の差し止めを求める訴訟であります。新庁舎の建設事業には欠かせない愛知県の事業認定の申請が訴訟中は受理していただけないだけでなく、全てストップしてしまいました。現在は、名古屋地方裁判所の弥富市の勝訴の判決をいただき、愛知県において弥富市の事業認定申請を受理していただき、その手続の一環として住民からの公聴会の開催請求により、6月2日、十四山スポーツセンターで愛知県の主催により公聴会が開催されたところであります。

裁判の経緯を説明させていただきます。

まず、住民訴訟の前提となります住民監査請求が平成25年7月26日に住民の方から提出されました。請求内容は、新庁舎建設事業に係る平成25年度補正予算の支出差し止めを求めるもので、監査委員の合議の結果、同年9月13日に請求は却下されております。その結果を不服として、平成25年10月8日、名古屋地方裁判所に訴状が提出され、19回の口頭弁論が行わ

れ、実に3年以上の年月を要し、平成28年11月24日、判決が言い渡されました。しかし、原告はこの名古屋地方裁判所の判決を不服とし、平成28年12月5日、名古屋高等裁判所に控訴をしました。名古屋高等裁判所においては口頭弁論は1回のみで結審し、平成29年4月21日、判決が言い渡されました。第1審の名古屋地方裁判所、第2審の名古屋高等裁判所とも、弥富市の主張が全て認められた判決となっております。

原告の請求は、平成25年度の新庁舎建設事業に係る一般会計補正予算の隣地土地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする第1事件、それと平成27年度一般会計の同事業に係る隣地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする第2事件となっており、いずれも同じ内容の公金の支出の差し止め請求でございます。

第1審の名古屋地方裁判所、第2審の名古屋高等裁判所とも、訴えの適否についてまず判断をしております。地方自治法の規定では、いきなり住民訴訟はできない制度となっております。まず、住民監査請求をし、その結果に不服があるときに初めて住民訴訟を行うことができます。したがって、地方自治法上、住民監査請求の対象とできるものでなければ住民訴訟を行うことはできません。そのことについて、少し説明をさせていただきます。

住民訴訟の前提となります住民監査請求については、地方自治法第242条第1項に定めております。内容は、違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求することができるものと規定しています。公金の支出が既に行われたことが前提となっておりますが、括弧書きで相当の確実さをもって予測される場合を含むとしており、今はまだ予算の支出はしていないけれども、今後確実に支出されると予測される場合も、住民監査請求、住民訴訟の対象にできるということになります。

判決の内容について説明します。

第1審の名古屋地方裁判所の判決は、新庁舎建設事業に係る平成25年度一般会計補正予算の隣地土地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする原告の訴えの第1事件については、平成28年11月24日の判決時においては、既に支出の見込みがなくなったとして不適法として却下となりました。

第2事件の平成27年度一般会計予算は、繰越明許の制度により翌年度の28年度に予算を繰り越していますので、まだ支出する機会があることから、支出差し止めの訴えの全てを却下とはせず、物件移転補償金1億526万円のうち1億111万1,220円を超える414万8,780円の支出については、それぞれ理由をつけて、これらが支出されることが相当の確実さをもって予測されるとは認められないから、原告らの訴えは不適法であるとして却下いたしました。また、却下しなかった隣地購入費の一部及び物件移転補償金の支出については、それぞれ理由を付して原告らの請求はいずれも棄却しました。

第2審の名古屋高等裁判所の判決は、口頭弁論最終日が平成28年度最終に近い3月17日と

いう関係からかと思いますが、却下の判断について第1審の名古屋地方裁判所とは大きく異なっております。

最初に、公金の支出の確実性についてまず判断をしております。平成29年3月17日の名古屋高等裁判所の口頭弁論最終時点においては、土地収用法に基づく愛知県知事の事業認定は受けられておらず、事業認定が受けられていない状態では土地売買契約や各補償金支払い契約を締結できる見込みはないことから、平成28年度中に支出がされることが相当の確実さをもって予測されるとは認められないとして、平成27年度予算に計上された土地購入費等の支出の差しとめを求める訴えは全て不適法として却下しました。

しかし、仮に愛知県の事業認定がおりており、土地購入費等の支出の確実さがあると想定した場合の判断を名古屋高等裁判所はつけ加えております。この場合には、第1審の名古屋地方裁判所と同様の判断をし、一部を却下、その他の請求は理由がないものとして棄却すべきものとしております。

その名古屋高等裁判の判断について、控訴人らの主張ごとに説明をさせていただきます。

控訴人らは、弥富市が本件土地購入費を支出することは、弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第3条、地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条第1項にも違反し、違法であると主張しています。これに対し裁判所の判断は、地方公共団体の財産の取得については、地方自治法第96条1項8号が一定の場合に議会の議決を要する旨を定めているほかは直接規制する法令が存在しないことからすれば、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項は基本原則を定めたものであって、どのような財産を取得するかは市長の合理的な裁量に委ねられていると言うべきであるとしております。また、最高裁平成25年3月28日第1小法廷判決の最高裁判例を上げ、原告らの主張を退けています。

また、控訴人らは、土地購入費を算定する際、複数の鑑定評価を行った上で比較・検討すべきであったと主張。これに対して裁判所の判断は、本件不動産鑑定書には鑑定評価額決定の過程が説明されており、一般的な手法によって鑑定されたか否か等について判断することが可能である。その記載内容から判断すれば、特段不合理な点は認められないことから、さらに経費をかけて複数の鑑定を行うべき必要性があったとは認められないから、控訴人らの主張を退けています。

また、控訴人らは、代替地との交換契約ができないため、その脱法行為として減額譲渡契約を締結しようとしているのであるから、土地購入費の支出行為と減額譲渡契約の締結等の財務会計上の行為は一体であると主張。これに対して裁判所は、土地売買契約は不動産の取得を内容とし、議会の議決を必要としないのに対し、減額譲渡契約は不動産の処分を内容とし、議会の議決を必要とするなどの点においても性質も異なり、法令上も異なる規制を受けること、土地購入費の支出行為と減額譲渡契約の締結行為の財務会計上の行為は、それぞれ

に必要な手続を経て行われるのであれば何ら違法な行為ではなく、交換契約の締結ができないことの対応として選択された方法であるからといって脱法行為となるわけではない。控訴人らの主張は前提を欠き失当であり、採用できないとしております。

また、控訴人らは、損害保険会社が広く用いる新築費単価法に基づく試算によれば、移転補償の対象となる本件建物の再築費用はもっと低くできると主張。これに対し裁判所は、中部地区用地対策連絡協議会等が統一的な運用を図るために作成した損失補償算定標準書により、株式会社石田技術コンサルタントが調査した報告書に基づいて弥富市は本件物件移転補償金の額を決定しており、その損失補償算定標準書の内容に特段不合理な点は認められない。

この点について控訴人らは、損失補償算定標準書に記載された単価は高額であると主張するが、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱が昭和37年閣議決定され、この要綱に基づき設置された中部地区用地対策連絡協議会等が本要綱の統一的な運用をし、補償の公平を図るために損失補償算定標準書が策定されており、その算定標準書は十分な合理性を有するものであると言うことができ、その損失補償算定標準書に沿った算定が行われていれば、特段の事情がない限り、合理的な算定であると言うことができる。控訴人らが行った試算は、損害保険会社が広く用いる新築単価法に基づくものであることはうかがえるが、あくまでも簡易な試算であって、個別事情が十分に反映しているとは認められず、これを合理的な物件移転補償金額と認めることはできない。したがって、控訴人らの主張は採用できないとしております。

また、控訴人らは、移転雑費に含まれる設計監理費が控訴人らが算定した設計監理費と比較して高額となっている、さらに弥富市が同時期に発注した設計監理費と比較しても高額であると主張する。裁判所は、弥富市が移転雑費の設計監理費として計上している額は損失補償算定標準書に基づいたものであり、その算定方法に特段不合理な点は認められない。地方公共団体が入札等を経て契約を締結する場合と個人がみずから業者を選定して契約を締結する場合とではおのずから異なり、単純に比較することはできない。したがって、控訴人らの主張は採用できないとし、各補償金支払い契約を締結することについて裁量権の範囲の逸脱または濫用があると言うことはできないとしています。

また、控訴人らは、各土地の建物及び工作物の解体撤去工事費用は、庁舎の解体撤去工事と一体で入札すれば低い価格で施工できると主張。裁判所は、各土地上の建物・工作物の解体は本人において業者を選定し行うものであり、現庁舎の解体業者と同一業者と契約し、解体作業を同時に行うことを前提として補償金額を決めることはできないとし、控訴人らの主張は採用できないとしております。

以上のように、仮に事業認定がおりており、土地購入費等の支出が確実と想定した場合においても、名古屋高等裁判は控訴人らの主張は採用できないとして、第1審の判決と同様、

棄却すべきものとしております。いずれにしても、第1審、第2審の裁判所の判断は同じであり、弥富市の主張が全て認められたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま名古屋高等裁判の結果を副市長のほうから報告していただきました。この内容につきましては裁判所の結果でありますので、我々議会といたしましては、この議会だより、次に発行されます議会だよりを通じて、市民の皆さんにできる限り詳しく報告をさせていただきたいと思っております。

質問の中で、今後さらに訴えが取り上げられたら結果が覆ることがあるかという質問でありましたけれども、1審、2審とも、原告の言い分、または控訴人の言い分は全て言い尽くされて覆されることはないということでもありますので、安堵しておるところでございます。

この裁判に使った時間が、今に4年になろうとしておるわけであります。原告は完全な敗訴という形の中で、この4年間、市民の皆様、先ほど副市長が言われたとおり、大変な御迷惑、御心配をかけたわけでもあります。今後、県からいただく事業認可に基づいて、粛々と新庁舎の建設に向けて議会も懸命に努力していくわけではありますが、弥富市が掲げております安心・安全なまちづくり、さらには魅力あるまちづくりに今後議会もさらに精進して取り組んでいきますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。また、市側も引き続き安心・安全なまちづくり、魅力あるまちづくりに取り組んでいただきますことを強く要望いたしまして、この裁判につきましては質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

多面的機能支払交付金事業の推進について質問をさせていただきます。

ことしも田植えの季節がやってまいりました。弥富市内各圃場に立派な苗が植えつけられました。今後、夏に向けて気温の上昇とともに稲がすくすくと育ち、実りの秋を迎え、おいしいお米が収穫され、子供たちがおなかいっぱいお米を食べ、健康に成長していく姿を私たち大人が思い描き、願ってもやまない光景であります。そこには豊作を祈願して地元の氏神様に感謝し、神楽太鼓で町内を練り歩く文化も共存しております。いろいろな意味で、農業・農村には多くの多面性が存在しているのではないのでしょうか。

我々が生きていく上で必要な食料を生産するだけが農業・農村の役割ではありません。現代において農業を営んでいく、農村を維持していくためには、数多くの困難を乗り越えていかなければなりません。国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全といった点において農業や農村が担う多面的な機能は大きく、ここから生み出される利益は、農業者や農村で暮らす人々だけではなく、国民、市民にも享受されるものであります。

しかし、過疎化、高齢化、混住化等の進行が進むことで、集落機能も低下をしております。

さまざまな面で、さまざまな支障が生じつつある現状であるわけで、水路・農道等、本来皆で共同利用し、共同管理していたものが、それを継続していくことが困難となっていく、これら地域資源の保全管理においても、担い手農家への負担も増加していくことになるでしょう。

農業・農村から生み出される利益は、国民、市民にも享受されるので、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全といった農業の持つ多面的機能から、その利益は生み出されます。国民、市民もその利益を享受する以上、担い手農家だけに負担をかけるわけにはいきません。

こういった思いが集結し、地域で皆でやれることをやっていこうと行われているのが現在の多面的機能支払交付金事業だと思います。地域で団結し、農地ではのり面の草刈りや補修、水路では泥上げやひび割れの補修、自分たちでできることからこつこつと活動をしているわけで、自助・共助の精神がもとになれば成り立たない活動であります。

こういった精神が芽生え、活動として花が咲こうとしているわけですが、これを上回る勢いで、過疎化、高齢化、混住化等の進行が進んでおります。弥富市に根づこうとしている自助・共助の活動を絶やすことなく続けていくために何が必要なのかを考える時期であるとの思いから、今回、何点か質問をさせていただきます。

まずは最初に、各地域で行われている多面的機能支払交付金事業の現状について、組織数や事業の支払い対象となった農地の面積、また実際に交付された交付金の実績額等を確認して報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） おはようございます。

御質問にお答えさせていただきます。

現在市内の組織数でございますが、弥富地区に2組織、鍋田地区に昨年広域化をいたしました活動組織が1組織、十四山地区に4組織、合計7つの活動組織があります。

対象面積でございますが、前年度末で田が1,260ヘクタール、畑が71ヘクタール、合計1,331ヘクタールとなっております。

交付金額でございますが、前年度末で合計1億1,255万7,200円交付をさせていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、課長のほうから質問に対する答えをいただきました。

面積が1,331ヘクタール、そして前年度末での交付金が1億1,255万7,200円という報告がありました。この金額につきましては恐らく総額であって、市の負担するところの割合が、たしか4分の1とっております。県のほうが4分の1、残りの2分の1が国かなあと思っ

ておりますけれども、この質問の趣旨は、こういった年度ごとに資金があるわけですが、この資金を必要などころに集中して使って効率よく運営していったらどうかという狙いがあります。もう既に鍋田地区では1組織として広域化が進んでおるようでありまして、まだ十四山地区、そして弥富地区が残っておるかと思っております。そういった意味において、効率よく交付金を使っていったらどうかであるという質問でありますので、次の質問に入らせていただきます。

先進地等の事案を調べてみますと、組織を集落ではなく町で一本化し、効率的な運営に取り組んでみえる地域もあります。広域化の最大の利点は、集落単位での融通で縛られていた資金や人手を広域化で活用できることが上げられます。既存の組織の中では、支払い対象となる農地面積が小さい集落等は資金が足りずに工事に進まず、困っている集落は少なからずあるはずで、また、高齢化で人員不足に悩む組織もあるはずで、行政としても、この資金を有効に利用し、必要などころへ集中して効率よく運用していくことも可能となるわけがあります。しかし、活動範囲が広がったり、資金配分の合意や人手の協力を必要とする作業をいかに取りまとめていくのか、難しい課題も考えられます。ほかの集落のことは知らないでは済まされなくなっております。広域化することでさまざまなメリット、またデメリットが考えられますが、弥富市の現状からすると、何がメリットで、何がデメリットになるのか、行政としての見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） メリットとデメリットという御質問でございますが、メリットとしましては、広域で活動に取り組みますので、まとまった額の交付金が得られ、地域内での優先順位づけに従いまして広範な活動に取り組むことが可能になるということでございます。

また、おのおのの活動組織で作成しておりました申請や報告等の書類が一本化できますので、申請等の事務に係るそれぞれの活動組織、集落の負担が軽減されるというふうに思っております。

デメリットのほうでございますが、広域で活動に取り組みますので、資金配分の合意、今まではそれぞれの活動組織で使っておりました資金の資金配分の合意や、また人手の協力取りまとめの作業が発生してくるものと思っております。また、それがなかなか容易でないという場合も考えられると思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） ありがとうございます。

私のほうで試算しますと、広域化することによって、デメリットの要素よりもメリットの要素のほうが大きいと思っております。したがって、この質問は広域化ありという形の中、

結論を持ったような形で質問しておるわけでありませけれども、広域化することによって今の流れに乗るんじゃないかなあと。デメリットよりもメリットのほうが多い、デメリットのことはみんなで相談すれば解決するんじゃないかなあと考えております。

その次の質問に入ります。

最後になります。仮に広域化をした場合、現在の活動がどのような形になるのか、シミュレーション等の結果はどのように想定されているのでしょうか。現在、この活動に携わっている方々の最大の視点は、対象面積がどのように増減し、それに伴い交付金がどれだけ増減するのかだと思います。実際に広域化するとしたら、現行組織から広域組織へと対応するための協議会等も立ち上げて行っていかなければならず、誰がその動きの中心になるのか、また結論が出るまでの時間の見通し等も重要案件となるわけでありませ。仮に広域化をした場合のシミュレーションについて行政としてはどのようなイメージでみえるのか、お聞かせを願います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） まず、対象面積でございますが、もともとの活動組織で対象となっておりました面積を合計いたしますので、広域化いたしましても増減のほうはございません。

交付金額についてでございますが、交付金の内容としまして、農地維持支払、共同分の資源向上支払、長寿命化分の資源向上支払という3種類の交付金がございます。その中の施設の長寿命化のための活動に支払われます資源向上支払の基本単価の上限額が、昨年度以降の新規認定地区ですとか再認定地区につきましては、現在、6分の5に減額をされております。それを広域化することによりまして従来の上限額が支払われますので、現状より交付金額の増加が見込まれます。

また、広域化しました初年度に限りましては、別に事務の補助のために40万円が支払われます。仮に十四山地区を広域化することを想定いたしますと、現在の十四山地区内の4つの活動組織で協議会を立ち上げていただきまして、その中から代表者の方を選任し、その方を中心に広域活動組織を推進していただくということになると想定しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 今、課長のほうからの答弁で、交付金には農地維持支払交付金、また共同分の資源向上支払、また長寿命化分の資源向上による支払いと3種類の交付金があるわけでありませ。現在、報告がありましたように、この事業に取り組んでみえる団体は100%の交付金をいただいてみえるのか、その辺のところを、100%の交付金がなかった場合は面積も100%でないと思うわけでありませけれども、それぞれこの3つの交付金の交付金

内容の報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 交付金の支払い状況ということでございますが、地区によりましてはそれぞれの活動に当たってみえないところにつきましては、先ほど3点の交付金の中では活動がないという場合については交付がされません。先ほどの質問の中で御説明をさせていただきましたが、昨年度以降の新規認定地区、これは十四山地区にはございません。再認定された場合の地区、5年過ぎましてまた再認定された地区につきましては、長寿命化のための活動に支払われます資源向上支払というものが現在6分の5に減額をされておりますので、その点につきましては、広域化をした場合、上限額、満額いただけるということで、その点につきまして広域化した場合はメリットがあると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 3種類の交付金の対象の金額がわかればお願いします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 昨年度の実績で御報告申し上げます。

まず、農地維持支払についてでございますが、先ほどの7地区で合計3,888万円お支払いしております。

続きまして、共同活動に係ります資源向上支払でございますが、2,217万7,200円お支払いしております。

3点目の長寿命化に係ります資源向上支払でございますが、5,110万円お支払いさせていただいております。

また、昨年度、鍋田地区につきましては広域化をしましたので、広域化に係ります補助金をプラス40万円支出させていただきまして、総額1億1,255万7,200円という交付金を支払いさせていただいたものでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ありがとうございます。

ということは、現在この事業に参加しているところは100%の交付金をいただいておると理解してよろしいですか。この3つの交付金対象の事業があるわけですがけれども、私が調べたところによりますと、資源向上支払、いわゆる長寿命化につきましては、これに参加していないという地域もあるようでありましてけれども、その辺のところは広域化することによって100%の交付金になる可能性があると思っておりますけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 先ほどの7活動組織の中で、昨年度ですと3つの活

動組織が長寿命化に係ります資源向上支払につきましては活動を行っておりませんので交付金のほうは受けておりません。それは活動をしていないというのがありますし、なかなかそういう活動に取り組めないというさまざまな事情があつてのことだと思いますが、広域化することによりまして、広域化した場合の長寿命化のお金を従来取り組んでおらなかった地域に充てるということも可能になってまいりますので、広域化の活動組織の中で、そこら辺の融通をきかせていただくことができるというところもあるかと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） この事業の広域化をすることによって、まずは交付金の100%の交付をいただくという思いで質問しております。広域化することによって、この長寿命化の交付をいただけない面積がまた交付金がいただけるようになるということと、そしてさらには十四山地区におきましても2カ所ぐらいが、この事業に参加をしていないと思うんです。十四山地区が仮に広域化した場合に、どの程度の面積がふえ、またどの程度の交付金がふえるかということもお知らせを願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 現在、十四山地区の活動組織が取り組まれておりません地区は、鳥ヶ地地区、上押萩地区、下押萩地区でございますが、その中の対象になります農地面積は、これは仮で算定させていただいたものになりますけれども、合計、田が48ヘクタール、畑が2ヘクタールとなります。仮に全部の活動組織が、先ほどの3つの交付金に係ります活動に取り組みましたということで仮定をさせていただきますと、農地維持支払につきましては148万円交付がされるということでございます。共同支払いに係ります資源向上支払については88万5,000円ほど、長寿命化に係ります資源向上支払につきましては215万円ほど支払いができるものと考えております。合計でいきますと、約451万7,000円ほど支払いのほうで、取り組みをされますと合計額にその分が追加で交付をさせていただけるというふうに算定しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 1つ、十四山地区ということで質問したわけでありましてけれども、同様に白鳥学区とか白鳥地区におかれましても、まだこういった事業に参加をしていない地域もあるわけでありまして。広域化することによって十四山地区では450万円近いお金、さらには白鳥学区というんですか白鳥地区につきましても同等の金額等が交付されると思うわけでありまして。

交付金、交付金と言っておるわけでありましてけれども、この事業がそもそも始まったのが平成18年だと思っておりますけれども、農地・水・環境保全事業という形で立ち上がって、地域の皆さんが一生懸命活動をする中で、地域が本当にまとまり、景観もよくなったという大きな

実績が上がっておるわけでありまして、しかし、10年過ぎまして、この交付金の名前も変わり、法制化も進み、当分の間継続されるであろうという内容になっておるわけでありまして。私は多面的機能の推進ということで今質問をしておるわけでありすけれども、こういった諸問題を解決することによって交付金が増額され、多面的機能の増進という形になろうかと思っておるわけでありまして。そして、多面的機能の増進ということになりますと、さまざまな活動が膨らんでまいるわけでありまして。例えば遊休農地の有効活用をしたらどうか、また農地の周りの共同活動を強く進めていったらどうかとか、また防災・減災力の強化にこのお金を使ったらどうか、農村環境保全の活動に幅広い展開にお金を使ったらどうか、さらには医療・福祉といった連携をもとに、この事業を拡大していったらどうかというような国からの提案があるわけでありまして。

いずれにしても、交付金を1カ所にまとめることによって、効率のよい運営ができるかと思っております。確かに交付金がふえることによって、市の負担25%は大変な事業になろうかと思っておりますけれども、それ以上の結果が出るのではないかと思っております。ぜひ農政課のリーダーシップで、まずは十四山地区を一体化することを提案していただいて、そして協議会等も立ち上げていただいて、交付金を1カ所にまとめることによって効率のよい運営をしていったらどうかと思っております。さらには、それを見習って弥富地区におきましてもこの事業を取りまとめて、100%の面積の交付をいただき、100%の交付金をいただいて力強い農地・水・環境保全事業の増進という形で進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

今、佐藤高次議員のほうから多面的機能の支払交付金に対して、それぞれの地域で広域化したらどうかという形でお話ございました。大変残念ですけれども、鍋田地区におきましては、亡くなってしまいましたけれども、白木理事長がそういったことに対して先駆的な役割をされたなあと思っておるところでございます。そして、農業振興地域としての農地の保全ということに対して、これは農家だけじゃなくて非農家においても弥富市の農地を守っていくんだということを強く訴えられたいきさつもございます。

また、弥富地区、あるいは十四山地区においては、それぞれの参加団体がばらばらというか、それぞれのところでやっていただいておりますという形の中で、総合力を発揮されていないということもございます。我々としても、それぞれの地域において何のお手伝いができるかということにつきましては、それぞれの地域の皆さん、役員の皆様とお話をしていかなきゃならないなあと思っております。

ただ、今までの話の中でもございましたように、非常に手間がかかるというか、あるいは

そういった形の中でお金を扱うわけでございますので、しっかりとした会計ということができないと、これは大変なことになってくるというような状況も考えられますので、そういったことに対する、それぞれの組織を一本化した場合においては、人的な対応も必要になってくるというふうに思っております。そうした形の中も含めて、それぞれの地域と協議をしていかなきゃならないだろうと思っております。マスのメリットを追求していただくということが私もかなうことだろうと思っておりますので、また協議の場を設けていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 先進地の鍋田のお話がありました。白木理事長からも、そうしたらいいんじゃないという話をいただいておったこともあります。残念ながら亡くなられてしまったわけでありましてけれども、鍋田地区においては、こういった交付金の運用は適切に最大の効果を生み出してみえと聞いておりますので、随時、十四山地区、弥富地区も見習って、まとめた方向で進んでいけばと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に質問される三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番、日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

皆さん、こんにちは。

きょうは、私は通告に基づきまして、基本的には市長に、また細かい問題については担当の方にお尋ねしたいと思っておりますが、最初に世界の宝、平和憲法を守ることについて市長にお尋ねいたします。

市長は、一昨年の安保法制の改悪、私は戦争法と言っておりますが、そのときも、それ以降も、憲法9条があったからこそ今日の日本がある、憲法9条を守ると一貫して表明され、市民を励ましてまいりました。ところが、5月3日の憲法記念日に安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記する改正を行い2020年には施行を目指すと、日本会議系の改憲派集会和読売新聞のインタビューで表明をいたしました。これは、憲法99条に定められた国務大臣に課せら

れた憲法尊重養護義務に反し、立法府に対する行政府の不当な介入でもあり、二重の意味で憲法に反する発言内容でもございます。朝日、毎日、中日を初めとする多くの新聞やメディアが厳しく批判し、識者や国民の声を紹介しております。

岸田外相は11日の岸田派の会合で、これは戦争法のときだったと思いますが、当面9条自体を改正する考えはないとしておられました。今日現在もその考えは変わっていないと述べています。31日に東京都内で講演をされた河野元衆議院議長は、——元自民党総裁でもございますが——首相が改憲は立党以来の党是としているということには、自民党の前身の自由党は護憲政党だった。自民党が改憲の党というのは認識が間違っていると反発しております。

国際情勢が複雑になり、北朝鮮の暴挙などによりまして核戦争の懸念も高まっているもとの、こうした安倍総理の憲法違反の行為によって、また今日の日本をつくってきた9条の改正などによる改憲をやめていただき、戦争の放棄と平和主義、国民主権と基本的人権の保障を高く掲げて、今日の時代に最もふさわしい憲法として国際的にも高い評価を受けている日本国憲法を守ることは、現在の国民の命や暮らし、将来の日本を守ることであると同時に、複雑になって非常に先鋭化しております国際情勢のもとで、今、日本国民と日本ができる最大の国際貢献は、この戦争をしないという理想を高々と掲げた憲法を守り抜くことであると思いますが、最初に市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

憲法が制定されてから70年という大きな節目の今日、憲法改正論議が盛んに行われておるわけでございます。確かに、戦後間もない時代背景での現憲法の制定と現在ではさまざまな形で、その背景も違ってきているというふうには思っております。憲法のそれぞれの状況について、国会において、あるいは国民の全体の協議の場においていろんな考えを協議することは大変重要であろうと思っております。しかしながら、憲法9条の改憲はあってはならない、憲法9条は守らなければならないと私自身は考えるものであります。

御承知のように、憲法9条第1項は戦争の放棄であります。そして第2項は、戦力の不保持、戦力は持たない。この不戦の誓いがあるからこそ、戦後の日本の民主主義が守られ育てられてきたことは言うまでもないであろうと理解をするところでございます。また、三原則である主権在民、人権尊重、平和主義、これは戦後日本の不変の価値であろうというふうにも思っております。

戦後72年、憲法第9条、不戦の誓いがあるからこそ日本は戦争をしないでこられた、そしてこの平和憲法はこれからも若い世代にしっかりと引き継いでいかなければならないと考えるものでございます。逆説的に、中には、日米安全保障条約、日米安保があるから日本は守

られている、あるいは陸・海・空軍の自衛隊があるから日本が守られていると言われる人もいるわけですが、全く憲法の解釈とは違う次元での話ではないかと考えておるところでございます。

今回、安倍総理が憲法改正論議において、憲法第9条の1項及び2項はそのままにしておいて、第3項になるのか、第2項の2になるのかわかりませんが、自衛隊の存在と役割という形の中で明記をすとおっしゃいました。いわば自衛隊の根拠規定を示すというようなことを言ってみえるわけですが、まさにそれは9条を、いわゆる加憲という考え方に基づいたことであろうと思っております。それも東京オリンピックが開催される2020年施行を目指していくと言われておるわけですが、このように自衛隊の存在と役割を明記すれば、9条の第2項、戦力の不保持、交戦権ということに対して、そのこと自体が空文化になり、骨抜きになってしまうのではないかと心配をしているわけですが。全く9条の2項とは自衛隊の存在と役割ということについての整合性は無理であるというふうにも思っているところでございます。

また、安倍政権は2014年に、集団的自衛権の行使容認という形で閣議決定をされたわけですが。今回の9条加憲の狙いが集団的自衛権の制約を解くことにあるとすれば、先ほども言いましたように、9条の空文化であり、大いにこれはまた国民の間で議論をすべきだろうと思っております。

また、自衛隊の役割と存在ということにつきましては、私たちも大変自衛隊に対しては感謝を申し上げるわけですが、一旦憲法の中に自衛隊の役割という形で明記されれば、これはまた国民の間でしっかりと協議をしていかなきゃならないというふうにも思っております。

そのような形の中において、憲法9条は守るべきであるという立場で、今後も私自身はおりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 引き続いて、軍事力で国民の命と暮らし、平和を守ることができないという問題について、少し立ち入って質問させていただきます。

4日のNHKの日曜討論で、自民党の小野寺政調会長代理は、北朝鮮のミサイル発射への対応について、ミサイルを撃つ前に無力化する敵基地攻撃能力を自衛隊が持つ時期に来ていると語りました。公明党の上田政調会長代理も、議論の中では考えなければならないと同調しております。小野寺氏は、外交努力が基本と述べながら、それが難しいとすれば一番確実なのは撃つ前に無力化することだ、こういう議論も日本として必要ではないかと強調されました。公明党の上田氏は、それ以外に防ぐ方法がないのであれば、それは考えなければならないと語りました。これに対して日本共産党の笠井政策委員長は、憲法9条との根本問題で

許されないと批判をし、何より撃たせないことが大事だ、それをどうするかが問題だと述べ、マクスアメリカ国防長官も、軍事衝突なら信じられない規模になると述べて外交努力を強調し、全会一致で採択されました国連安保理決議も、対話を通じた平和的かつ包括的な解決への努力を歓迎していると述べており、外交で解決できなかつたら国民の命と安全を守れないことになる、まさに政治が問われていると述べました。

さきの韓国大統領選挙でも、4人の有力候補がアメリカの先制攻撃にそろって強く反対をしました。これは、韓国の人々が北朝鮮との戦争による被害がはかり知れないものになることをよく自覚しているからではないかと思います。

お手元に資料を配付させていただきましたが、これは5月21日付の中日新聞の3面で、「韓国で原発事故なら気象次第で」ということで、中国地方、四国地方、近畿地方に至る地域に、最大2,830万人の日本人が避難をしなければならないような事態が最悪の場合は想定されるということをアメリカのシンクタンク、天然資源保護協会のカン・ジョンミン上級研究員が試算をして公表しております。

これは、朝鮮半島の一番南端のほうにあります釜山にある原子力発電所に、818トンという膨大な量の使用済み核燃料が貯蔵されていると。これが電源が機能しなくなって空だきになったら、すさまじい被害が発生するということですね。だから、日本が直接戦闘に巻き込まれなくても、例えば韓国で地震だとか、津波だとか、あるいは北朝鮮との戦闘が始まって偶然にここにミサイルが撃ち込まれるとか、こういうことがあった場合には、これは当然想定されることですね。

以前私は、日本であの福島事故があったときに、欧米諸国の人たちに帰国命令、日本から出るようにという指示が出て、なぜそんなことを、少なくとも周辺は危ないけれどもと私も思っておったんですが、国際的には原子力の問題から見ると、日本でもそうですよね、各地に使用済み核燃料棒をほとんど露出しているプールに保存しているわけですから。ここで事故が発生したらすさまじい状況になるということが、これまでのいろんな原発事故の経験の中で、国際的には、日本は相変わらず安全神話がまかり通っておりますので、日本の中でもいっぱいあるわけですね。

こういう状況の中で、だから事は今日のそれぞれの国が持つておる軍事力とあわせて、実際に我が国や朝鮮半島の状況からいうと、一旦事が起これば、それは取り返しのつかない事態になり、先制攻撃などという対応というのは絶対にあってはならないことだと思います。

こういう対応ですね、軍事力に軍事力でという形でいくと、それは抜け出すことのできない際限のない軍拡競争、少子・高齢化のもとでどんどん次の世代を担う人たちが減っていく中で、これ以上の軍拡をするとか、あるいは今言ったような瀬戸際政策を続けるというようなことをしたら、本当に日本や世界の滅亡への道になると思いますが、その点で、現実に残

念ですが、日曜日に国民の前で行われた政党討論で、幾つかの党のトップの人は、そういう議論をするような私は国であってはならないと思いますが、市長、平和を守るといふこととあわせまして、今日の事の深刻さについて、特に原発の問題については市長も厳しい態度をとっておられました、本当に国を守る、国民を守るといふ上で大きな課題だと思っておりますが、御見解をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

軍事力の行使を含め、三宮議員からいろいろな方のいろいろなお話を伺うわけでございますが、私自身、軍事力に対する知識は豊富ではございませんので、間違った解釈をしていくとなりませんので、慎重にお話をさせていただかなきゃならないと思っております。

しかし、現実的なことだけは、今、北朝鮮は立て続けにミサイルを撃ち続けている、この事実であります。そして、その中には日本の排他的水域に達するようなミサイルも何度か来ていると。極めて日本海を取り巻く環境というのが厳しく危険な状況にあることは、皆さん御承知のとおりでございます。また、そのミサイルの開発の中で、核を搭載することができると言われておる I C B M（大陸間弾道弾）の開発ももう既に終わっていると言われております。いざとなればという形の中で、極めて心配なことでもあります。

最近のマスコミのさまざまなニュースを取りまとめて私なりに解釈しておるわけでございますが、今、アメリカは日本海の緊張という形の中でさまざまな軍備を日本海に駐留させておる。まさかということはないと思っておりますけれども、アメリカはいつ北朝鮮を先制攻撃するのかというような心配もあるわけでございますけれども、まさにその攻撃だけは避けていかなければならないと思っております。もしそのようなことがあるならば、隣国である韓国、あるいは日本ということに対しても、さまざまな攻撃を加えられるだろうということで、大変心配なことになるわけです。そして、先ほど三宮議員がおっしゃった韓国での原発ということに対しても、日本にも大きな影響があることは事実であろうと思っております。決して先制攻撃をしてはいけません。

2つ目は、よく言われていることですけれども、中国は北朝鮮を見捨てるのかということが言われておるわけでございますけれども、絶対そのようなことはあり得ないというのが、いろんな記事を見て私自身が解釈するところでもあります。過去の歴史の中で、北朝鮮と中国という関係の中にはさまざまな形で重要なことがあろうというふうにも思っております。

そして、3つ目の関心事といたしましては、先ごろ大統領に就任されたムン・ジェイン新大統領がいつ平壤を訪ねるのかということがあるわけでございますけれども、これは同盟国のきちとした話し合いのもとでないと思われまいだろうと私も思っております。

このようなことも含めて、まずは対話を通じた平和外交ということに対して、しっかりと

それぞれの関係諸国が国連という場を通じて話し合うべきであろうと思っております。そして、先ほどから言っております、いかなる場合においても軍事力の行使はあってはならないということを強く申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市民の皆さんが、そういう方向で進めてほしいというふうに多数の方が願っておると思いますので、ぜひそうした立場を貫いていただきたいと思います。

特に今後、市長に私のこの質問でお願いしておきたいのは、最近の一連の要するに政府の解釈で憲法を変える、それから憲法そのものを変える、同時にそういう憲法違反の法律を数を頼んでつくっていくと、こういうことが急速に広がっております。そうした中で、今、国会でテロ対策ということをして最大の大義名分にして共謀罪と言われてきた法律が、そのまま国会を数の力で通されようとしております。

しかし、それに対して、この問題で国連に対して各国がどういうふうに関連の立法を考えているかということについて、その問題で国連の立法ガイドを執筆されたパッサム教授が、TOC条約、要するに政府が言っております国際組織犯罪防止条約に加盟するためにはテロ対策が必要だと言っておるということですが、これは中日新聞の5日付のインタビュー記事で載っておりますが、TOC条約はテロ防止を目的としたものかという質問に対して、違うと。この条約は、組織的な犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際的な犯罪が対象だ。条文にそうした明示をしたのは、テロを対象から除外するためだ。なぜ除外をしたのか。テロという言葉が実際に何を意味するかについて、国際的合意ができていないからだ。非民主的な国では、政府への攻撃活動を犯罪とみなす場合がある。だから、イデオロギーに由来する犯罪は除外されたということで、テロとは全く無縁の法律だということを、この一番基幹部分を執筆された教授が、国連の執筆された教授がそういうふうに述べており、あるいはそれに先立ってジョセフ・ケナタッチ氏、これは国連の人権理事会が任命したプライバシー権に関する特別報告者でございますが、共謀罪法案について、広範な適用範囲によってプライバシーに関する権利と表現の自由への過度な制限につながる可能性があるという警告を發し、法案を正当化できないとする書簡を送付されたことにつきましても、日本政府は、本来ならこれに対する、きちんとそうじゃないという事実を示して国連に報告する、それに基づいて国連の機関で協議をすることになっておりますが、一切そういうことは行わずに、けしからんということをして、非難を繰り返すだけというような対応がされております。

国際法や日本国憲法に対して自分のほうの考えが正しいということを一方向的に言うような状況のもとで、最近では日本の政治の中でも立憲主義や民主主義が大きく損なわれ、森友、加計、沖縄との地方自治権をめぐる対応、あるいは今の国連との関係ですね、あるいは全く国会や国民を偽って、テロ対策のため、オリンピックのためと言って、国連はそうではないと言

っておることを国会で数を頼んで強行しようとしているような事態の中で、憲法を守る、そして国民を守るということは、これは憲法に定められた市町村長や議員、公務員の責務でもあります。

この間、被爆者と協力をしまして国連の核兵器禁止条約締結の運動を動かしている平和市長会の経験なども生かし、憲法を守る大運動をぜひさまざまなこれまでの市長としての御経験も生かされて、これは本当に喫緊の課題として憲法を守る、そして日本の政治が民主主義にのっとった、憲法や国の法律にのっとったものとして国民主権が守られる方向に特別の御尽力をいただきたいと思いますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

全く私ごとではございますけれども、5月21日に京都で瀬戸内寂聴さんの講話を直接お聞きする機会を得ました。そのときの話の一つとして、95歳になられる瀬戸内寂聴さんが力強くおっしゃっていたことは、二度と戦争があってはならないということをお話しされてきました。本当に心を打たれる時間でもございました。しかしながら、今、憂いているのは、今の日本は憲法9条を改正して、戦前のように戦争ができる国になってしまうということを憂いておるといふことでございました。

憲法改正の論議においては、さまざまな形で今行われているわけでございますけれども、具体的な手続といたしましては、衆参両議院の3分の2以上の賛成、そしてまたこれが大事だと思いますけれども、国民の過半数の賛成がなければ憲法の改正はできないということになっております。そういう状況において、今こそ一人一人がこの憲法の問題、なかんずく9条の問題について考えるときではないだろうかと思っております。

また、私どものまちといたしましても平和都市宣言をさせていただいております。また、子供たちに戦争が二度とあってはならないという形の中で、中学2年生全員を毎年、広島への平和教育に学んでいただいております。そうした状況の中で、私自身がそのような自分自身が意見を言う立場、あるいは首長としてお話をさせていただく機会があれば、自分の意思を明確に伝えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ありがとうございます。

この憲法は国民一人一人の努力によって守られるということをおっしゃっておりますが、とりわけ公務員や、そして市町村長、あるいは私どものような議員という立場は、市民や国民に奉仕するという立場からすると、憲法を守り、そういういい方向に我が国や我がまちを導く大きな責任があります。今、市長がおっしゃられたような立場を貫いていただくことは大変

ありがたいこととして、ぜひ積極的にそういう役割を果たしていただきながら、戦争する国にさせないという大きな流れをさらに発展させるために御尽力を求めます。

次に、高齢者や障がいの方が安心できるまちにするためにということで、一つのきょうは提案をさせていただきたいと思います。

弥富市では後期高齢者医療制度の中に市独自の非常に積極的なものがあり、これをぜひ活用していただきたいということでもあります。これは、精神の病気で、当然認知症も含まれますが、75歳以上の方につきましては、通院治療が必要と認められた人につきましては、もともと精神の病気につきましては、まだそんなに前ではない、多分20年ほどなるかなと思うんですが、精神障害者福祉手帳というのが、通常の身体障がい者でない手帳を、精神の病気は治るということを理由にして、相当の障がいのある方も手帳は出さない、障がい者としての支援はしないということがされていたり、あるいはいろんな意味で差別を受けるということで、なかなか精神の病気の人たちが、本来早く治療すれば治るし、ひどくなればなるほど、当然、国や地方の医療の負担、あるいは御本人の負担もかかりますが、社会的な損失はすさまじいわけですね。これをなくするということも含めまして、精神障がい者が日本の身体障がい者制度の中に、多分21年目ぐらいになるかと思うんですが。ところが、旧弥富町では、それよりもはるか以前から精神の病気が、そういう必要な対応がされていないということで、議会に住民の方から手紙が寄せられまして、尾張事務所管内だったと思いますが、そこで医療に対する補助制度を始めたこと、ぜひ弥富もやってほしいということで、中日新聞の記事だったと思いますが寄せて、手紙が来て、これを当時の、もう30年ほどだと思いますが、厚生常任委員会で取り上げて、町の制度を、行政に求めて支援制度を始めたのが、そんなころだったと思います。

それがいろんな形で生かされまして、今は、先ほど申し上げましたように、75歳以上の人につきましては、精神の病気で、認知症なども含まれますが、通院が必要ということ認められて、国の制度としては精神の病気の通院につきましては全部1割という基準がありますが、弥富市はそれは年齢にかかわらず無料にする。そして、3年ほど前だったと思いますが、精神障害者福祉手帳の1・2級の人については身体障がい者3級相当以上ということで医療費を無料にするという制度とあわせまして、通院費については手帳の所持を関係なしに無料にする制度がある。ところが、これが75歳以上になりますと、精神の病気で通院治療の1割負担、弥富市では無料になるわけですが、なった者につきましては、全部の病気の入・通院を子供の医療費と同じように無料にする制度があります。これはこの地方でも、県下でも私は大変すぐれた制度だと思っておりますが、特に最近、認知症が大きな社会問題になって、認知症の早期取り組みということを市も高く掲げておりますが、実はこの制度がほとんど使われていないところに私は問題があるというふうに思います。

ちょっと質問の順序が変わりますが、ここでその現状について少し説明をして、市側の御見解を伺いたいと思います。

精神障がい者医療費支給事業、それから後期高齢者福祉医療の支給事業の弥富市のホームページをアップしたものをここにいただいてまいりましたが、この中にそういうすぐれた制度がどこを探しても見当たらないんですよ。精神障がい者医療費支給事業では、入・通院ともに全疾病について有効ということで、精神障害者福祉手帳1級または2級をお持ちの方だけが全疾病無料ということになっております。それから、自立支援医療（精神通院）を受けている方につきましては、精神の通院のみは弥富市は無料にするというふうにホームページに掲載されております。

それから、後期高齢者福祉医療支給事業のほうのホームページでは、対象者は障がい者医療、精神障がい者医療、母子・父子家庭医療の支給要件に該当する方、それから戦傷病者手帳をお持ちの方（所得制限あり）、寝たきり、認知症の方（所得制限あり）、ひとり暮らしの方（所得制限あり）、結核患者の方というふうになっておりますが、この寝たきり、認知症の方というのは該当者は1人だと言うんですよ。これは、多分県の制度を引き継いだ形でこういうふうになっておると思うんですが、一番広く利用できる、しかも精神の病気の場合、特に認知症の場合はそうなんですが、家族の関係が、結局その人が病気でそういうふうになっておって、きちんとした対応ができれば家族との信頼関係は壊れないんですが、実はそういう状態がなかなか家族同士で理解できなくて、同じ失敗や幾ら言っても聞かないということから、だんだん本来介護をする立場にある方が感情的になっていくと、どんどんそれが増幅されて伝わって病気もひどくなっていくし、介護度もひどくなっていくということで、そういうこともあると思うんですが、認知症のケアを急ぐということにも力を入れておられると思いますが、このせつかくの無料制度をきちんと活用して、そして早い時期に専門医の治療やケアを、そして家族の人も一緒に受けるということが私は物すごく効果的なものにすると思うんですよ。

先日も、海南病院の包括支援センターは、弥富市の介護や医療のために物すごい大きな役割を本当に献身的に果たしてくださっておりますが、そのこのトップの方にお目にかかって、こういう制度があるけど御承知でしょうかと私お尋ねしたら、三宮議員、ホームページをあなたは見られましたかと。ホームページにはどこにも書いていないと言うんですよ。私たちは議会に予算説明書や、それから私たちがいただいている規則のほうでは見ておりますから、利用されておるものだと思っておったんですが、包括支援センターとしてそういうすばらしい制度があるということを知らなかったと。ただ、海南病院の包括支援センターのほうで、介護問題を担当して、今回の認知症の中心になっている人だけが、そういう制度があるということを知っていたけれども、そういうものが海南病院全体の、あるいは包括

支援センター全体の共通のものにもなっていない。ましてや最近では事業所なんかは特にインターネットでそういう検索をしますから、そこにもないということで、せっかくの制度が利用されていないというのは、私は市民の皆さんにとっても、あるいは弥富市がそういうすぐれた制度を持っておりながら活用できなというのは、市の医療や介護の負担を軽くしていく、それからそういう人たちの負担を軽くしていくということから見ても、非常に損失ではないかと。

特に今、特別養護老人ホームなんかも負担が非常にふえておりまして、例えば特別養護老人ホームの1カ月の住民の負担というのは、今は2割負担が導入されておりますが、介護関係で1割負担で、あとこれに居住費だとか食費だとかそういうのがついて今大体12万円、2割負担の人は14万6,000円、今度は新たに3割負担と言われておりますが、そうになると17万2,000円になると。それから老健施設は、今、限度額が、所得によって多少差がありますが、最高の方で20万円、それから20%になると22万6,000円、30%になると25万2,000円。介護療養病床の場合で15万円、1割負担の場合ね。これは介護保険の関係がありますので、介護分は2割負担がずっとついてきます。2割負担で18万円、3割負担で21万円、当然おむつ代も入っておりますが。家族の中で、じいちゃん、ばあちゃんが両方入ったら、1人だつて大変ですが、とても負担できるような費用負担ではなくなっております。

そうした中で、そういう人たちが早期治療をして重くならんようにするということは、その人たちにとってもそうですが、市の財政負担にとってもそうでありますから、ぜひ積極的にこの制度を活用して早期発見・早期治療、そして社会的損失をなくすということの上で大きい役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） それでは、周知の方法等について、知らない方が多いということで御指摘をいただきました。それについて御答弁をさせていただきます。

市のホームページに掲載している後期高齢者福祉医療費支給事業の内容につきましては、精神障がい者医療の要件に該当する方との表記をしておりましたが、自立支援医療（精神通院）の項目を追加し、より理解していただける内容に6月1日に更新をさせていただきましたので、改めてごらんをいただきたいと思っております。

なお、高齢者福祉で認知症に関連する項目及び認知症ケアパスについては、早期に内容の充実を図ってまいります。

また、病院等に周知が足りないという御指摘をいただきました。包括支援センター、介護事業者への協力要請を、毎月開催しております介護保険サービス調整会議で周知を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、精神のほうはわかるような周知ですね、特に75歳以上の人が、これは本当に県下でもまれな制度だと思いますので、ぜひそれによって早期発見・早期治療ができるということで対応をお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者医療費支給事業のほうでも、一番上の対象者のところですね、障がい者医療、精神障がい者医療、単純に言えば、これは1・2級に相当の人だというふうに理解されますが、75歳以上で通院治療が認められた者という項目を加えていただくことによって、はっきりとそういう人たちに周知ができると思いますので、ぜひそういうふうにされたいと思いますし、それから寝たきり、認知症の方というのは、多分、従来の制度の中で県の制度から引き継いだものだと思いますが、実際には聞きましたら対象者は1人だと言うんですよね。だから、これは手帳のない方だと思うんですが、実際には弥富市で介護認定を受けている人や後期高齢者の人たちがどんな程度おるかということを平成20年と27年を比べてみますと、後期高齢者医療では3,847人が5,137人になって134%、この7年間でふえています。介護認定者に至っては、1,226人が1,724人と141%ふえております。この中で特に要支援1・2だとか介護1・2のかなりの部分が認知症が主な原因になっているんですが、この人たちが実際にこの制度によって病院を利用しておる人というのと、年間を通じて92人というのが保険年金課のほうの確認なんですよね。それ以外の身体障害者手帳を含めると、実際に平成29年、ことしの2月末現在で668人おるそうですね。ところが、その中で精神の関係で精神障害者手帳だとかそういうのを含めて、今言った通院治療も含めて、後期高齢者で医療が無料になっておる人は96人しかいないということですから、必要な人にほとんど使われていないということで、ここはひとつそういうことも含めて後期高齢者のほうでもわかる表示をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 市のホームページのほうでいろいろ御案内のほうはさせていただいております。大変制度のほうが複雑で、全ての方にわかりやすいホームページを作成するように努力はしておりますし、またいろいろな、本日、三宮議員から意見をいただいたことも含めながら、これから改訂のほうは進めていきたいというふうには思っておりますが、制度の要件の中でいろいろ細かいことがございまして、例えば今お話がありました寝たきり、認知症の方でございすけれども、この方につきましては要介護4・5の方で、生活介護を継続して3カ月以上受けている方で、主たる生計維持者が市民税非課税といういろいろな条件があるわけです。この部分をホームページの中で全て御記入のほうをさせていただきますと大変わかりづらい内容になる可能性もございすので、ぜひそういう御相談がある場合には、積極的に窓口で御相談いただければというふうには思います。よろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 手帳がなくて、しかもそうやって寝たきりも通院もしていないわけですから、そういう人々を救済するということではいいんですが、一番初期対応で、今、早い対応ができるし、それから今の介護認定の人たちの状況から見たって利用しなきゃいかん人が多数見える。要するに75歳以上の方で通院治療が精神の病気で必要なものというのをこの対象の中に明記していただければ、今、弥富市が持っているこの制度を周知する上でいうと非常に効果がありますので、それはぜひお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） お答えさせていただきます。

6月1日の中でホームページのほうを一応改訂のほうをさせていただきました。その内容の中には、自立支援の受給の該当の方も記載のほうを含めさせていただきましたので、こちらのほうにつきましては6月1日のほうで改訂のほうが済ませさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この間、打ち合わせした中でぜひということで要望しておったことが、はや改善されておるということで大変ありがたいと思っていますが、私、皆さんからいろいろお話を聞いて、実際に精神の場合の窓口になるのは福祉課ですよね。要するにそういう手続の申請は福祉課、それから医療の対象は全部保険年金課、そして実際に一番実はそういう方と直接かかわっておるのは介護高齢課ということなんですが、ぜひこういう問題は、民生部を通じて、この3課が共通の認識を持ってお互いに周知もする、支え合うというか、そういう関係を確立していただくことと、それからもう一つは、ずっと海南病院なんかにもお邪魔していろいろお話を聞いたら、介護保険の介護認定する上でいうと、認知症があるということ、それはそれぞれのかかりつけ医で診断していただくわけですね。ところが、海南病院の例えば老年内科ですか、ここにかかるには、今は電話で済む仕組みになっておるようですが、かかりつけ医からの紹介がないと、全部予約ですから、予約がとれない仕組みになっておるんですね。

ぜひ医師会なんか、私も自分の持病でちょっと病院に通っていますが、話したら、先生なんか、認知症だとかそういう内科の先生ですので、診断書を介護認定のやつのためはしょっちゅう書いておるんですが、そんな制度があるなんて全く知らなかったと言っていますので、ぜひ医師会のほうにも御協力をお願いして、海南病院との間では、医師からの紹介があれば電話で予約が入れられる仕組みをつくってくださっておるそうですので、ぜひそういうものとして活用できるようなことも含めて、要するに介護の関係、医療の関係の組織を通じてそういう仕組みになっていて、効果的な活用を進めてほしいということをも市としてもぜひ

ひ要請していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立支援医療、精神通院医療の公的負担の部分でございますけれども、この適用を受けるためには都道府県知事の指定を受けた指定自立支援医療機関の作成する診断書が必要となってまいります。海南病院さんのほうにおきましては、市内の病院さんとネットワークを結ばれまして、海南病院に送っていただく、また海南病院から地元へ送られるというネットワークがスムーズにできております。こうしたものを活用していただきまして、病院さんは一生懸命努力していただいて、スムーズな市民の医療が提供できる体制の構築に努めておみえになります。

先ほど申しました指定自立支援医療機関において診断書を作成する医師は、精神障がい診断または治療に従事できる医師の規定がございまして、全ての医師が作成できるものではございません。弥富市内では4カ所の医療機関が指定をされております。そのうちの一つが、もちろん海南病院でございます。また、疾病・症状等も長期にわたり継続しなければならない重度かつ継続者という範囲を定めておりまして、精神通院として継続した通院が必要となります。

このように、診断書を作成するには専門な知識が要り、愛知県の指定を受けたところでなければ作成できないという状況でございます。これは愛知県知事の専門医の指定に関することでございますので、医療機関においては県から周知がなされております。市でもホームページ等々で、この医療機関等についての情報が提供できるようには努めてまいりますけれども、市から直接医療機関に対してこのような働きかけをするにはさまざまな問題があるのかなという部分もありますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実は先日、弥富ではないんですが、精神科の開業医の方とお話をしたら、認知症の場合は脳の機能障がい原因ですので、レントゲンとかCTとか、そういう写真と、それから脳波の検査が必要ですから、例えば最初に私のところに来ていただいても、認知症の場合は診断する上ではそれが必要だから、私のところに来る前に海南病院さんに行っていたほうが、行ったり来たりしなくて済みますから、その上で来たければ来ていただいたほうがいいんですがというようなことで、実際にそういう検査のできる場所は、市内では多分、海南病院だけだと思いますよね、特に認知症の関係でいくと。それだけに、開業医の先生たちがそういうものだという理解をしていただければ、自分のふだんの患者さんが認知症という人はいっぱいおりますので、それは市としてきちんとね。だから、ホームページにも載っていないこともあったりして、今は載りましたけれども、なかなか理解が行き渡っていなかったのと、実際にほとんどの内科の先生が、そういうものだ、あるい

は介護保険の診断書を書かれた先生たちは知らないわけですから、これはぜひホームページに載せるだけじゃなくて、載せてなければなおさらいかなのですが、せっかく載せたわけですから、皆さんについては初めて聞く制度ですよ。少なくとも県の制度はわかっていますが、そういう人が認められた場合には、他の病気の治療が無料になるというのは、その人たちにとってはさっき言ったような負担を、所得が少ないと負担は多少違いますが、そういう人たちにとってすごい支援になりますし、そういうものが早くきちんとやろうという風潮をつくる上でも大きい役割を果たすと思いますので、ぜひ強く要請しておきますので、お願いします。

あと、時間がそんなになくなってきましたので、最後にお尋ねしたいんですが、先ほど後期高齢者と介護認定者の数を申し上げましたが、もう一方で国の制度で県も一部負担する特別障がい者手当の受給者と20歳未満の障がい児福祉手当という形で20歳以下の人に支給する制度があって、大人の場合ですと、20歳を超えた人ですと、A市では身体障害者手帳の1級・2級で、さらにIQ35以下という方で、常時特別な介護が必要な人には月額3万3,470円、B市は1・2級の手帳、それからIQ35以下、それぞれ1級・2級、あるいはIQ35以下の方で常時介護が必要な場合は2万7,670円、手帳がなくてそういう状況の人については2万6,000円という制度があります。

これが、それほど介護認定がふえる、後期高齢者の人がふえているにもかかわらず、平成20年度でいきますと大人のほうで35人が受給しておったのが、27年が25人、全員が12カ月ずうっと、途中で亡くなる方がおりますから入れかわるんですが、12カ月使うとすると25人分というふうになっております。それから、障がい児福祉手当は、子供が減少しておる中で、平成20年の9.7人が27年には15.7人、1.6倍にふえていますよね。これも周知及び検診体制に大きな不備があるのではないかと。

今の介護認定を受けている人や、それから弥富市の障がい者の状態から見て、せっかく国の制度でそういう制度があって、そういう特別な支援をしている人たちに対して受けられる援助でございますので、どの程度の人が受けられるかということについて、市のほうでも私はわかっておると思いますので、今の特に介護高齢課ですね、ここは今、介護高齢課で、在宅の人たちで重い人たちについて一定のいろんな形で聞き取りをやって、そういう人たちの負担を軽くするということをお考えいただきたいということが1つと、もう一つは、さっき言ったように、簡単にお金がなくなったら負担を上げるとか保険料を上げるとかということを最近やるわけですが、特別養護老人ホームは安いと言われておりましたが、それだって負担の限界で、今、妻が入っておるけれども、俺が倒れたりすると、俺と母ちゃんの年金だけでは足りんようになって、住宅ローンも払えんようになると。こういう状態の人たちが結構おりますので、話をしたら、役所の中にもそういう立場の人、俺だってそうだといった話が

ありましたが、そういう中ですので、これはひとつ市長のほうで頑張ってください、国の介護や医療の予算をきちんと確保して、自治体や住民が負担できないような負担をどんどん制度を変えて自治体に持たせるというやり方を改めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 3党合意で示されました社会保障・税一体改革ということは、消費税の増税等を含めて、社会保障と言われる医療・介護・福祉、こちらのほうに国のほうが予算を回してくれないと、疲弊する自治体では大変厳しいという状況は繰り返し繰り返し我々としても市長会等を通じて申し上げているところでございます。そうした形の中で、国の負担というか、国の補助というか、そういったことを切に要望をこれからもしていきたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） さっきの手当の受給のことについてどうですか。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、時間が来ていますので。

○8番（三宮十五郎君） 回答をしてくださいよ。今、回答をされておらん。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長、簡単に。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） それでは、周知の方法につきましては、他市のホームページ等々も私ども見させていただきながら、私ども足りない点があれば補足をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2項目質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

きんちゃんが本日より議場に登場したわけでございますけれども、かつては金魚と弥富のシンボルとして二分をしておりました今回は文鳥について、1項目めに質問をさせていただきます。

以前、平成27年6月議会の、当時、建設経済委員会において質問をさせていただいたのですが、今回改めてより詳細に質問をしていきたいと思っております。

皆様も御存じかと思われませんが、我が弥富市の又八地区が白文鳥の発祥地であります。そもそも文鳥といえば、白文鳥に桜文鳥の2種類がありまして、後に海外からシナモン文鳥やシルバー文鳥が流通してきました。何といても白文鳥の気品の高さで人気があり、真っ白な体に赤のくちばし、目の回りがトキ色、可憐な姿はこの上もないそうでございます。

文鳥ブームが到来したのは戦後しばらくしてからで、このブームに乗って弥富の文鳥生産が伊勢湾台風以後の昭和37年ごろに隆盛の一途をたどりまして。既に100人の生産農家はその当時お見えになったわけでございますけれども、昭和45年には216件を記録しまして1万5,500の飼育箱を数えておりました。しかしながら、それから徐々に廃業脱退組合員がふえていき、平成2年には49件、箱数も1万箱を切り、衰退をしていきました。

結局、文鳥生産は20年とは続かず、もともと手乗り文鳥の対象は子供たちであり、子供たちの生活の変化、テレビゲームの普及などが上げられますが、また文鳥の世話をするおばあちゃんたちがいなくなったという生産側の生活の変化、そして拍車をかけたのが鳥インフルエンザでございまして、生産者への国からの指導、学校の教室から小鳥の飼育がなくなってしまいました。そして、平成21年8月1日をもって、弥富市文鳥組合が解散をいたしました。

次の質問になっている新聞記事でございしますが、そこには生産農家というような形で掲載をされておりますが、弥富市が把握している農家は現在何件でありますか。お答えください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

現在市で把握しております文鳥を生産されています農家は、2件ということでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 次の質問の中でも述べますが、1件の方が廃業をされたということで、とうとう2件になられちゃったということでございますね。

次に移ります。

今回、文鳥について市側のほうに質問をしようと思ったというきっかけでございましてけれども、ことしの3月24日の毎日新聞の夕刊に掲載をされました東海百景、この中で「忘れないで弥富の文鳥」という記事についてでございまして、今回の質問に至ったわけでございます。

私は毎日新聞は購読をしておりませんでしたので、人から教えていただくまで気がつかなかったということでございますけれども、取材を受けた文鳥生産農家の方から新聞を拝借し、コピーをさせていただき、記事を読むことができました。

内容を端的に申しますと、弥富市がつくる市勢要覧と観光ガイド、そしてロゴマークから文鳥だけが消え、金魚だけになりつつあるということ。そして、今年の市制10周年記念ロゴ

は金魚だけになったということでございます。市内の小学校の副読本は、2007年発行では文鳥に3ページ割いておりましたが、2015年には記述がなくなりました。しかしながら、今も繁栄を伝える文鳥のものが至るところに残っており、国道1号線の公衆電話ボックス上のオブジェ、近鉄佐古木駅前の時計塔、そして白鳥小学校は白文鳥にちなんだ名前であります。また、飼育農家さんへのインタビューでは、寂しいけれど仕方がないという記載もありました。

私は今回、一般質問の題材として考えているとこの農家さんに尋ねに行ったわけでありまして、老兵はただ消え去るのみ、そっとしておいてくれというような、残念ながらそういう声もいただいたということでございますけれども、今回、この記事には弥富市の市長を含め担当課への取材コメントも掲載されておったわけでございます。どこへの窓口への取材だったのでしょうか。また、この新聞に掲載されていない部分など、具体的にどのような取材がなされたのでしょうか。詳細を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 取材でございますが、商工観光課と農政課のほうにございました。

商工観光課のほうでは、昨年作成いたしました観光ガイドブックと市勢要覧のほうから文鳥のイラストや写真を外したことを説明しまして、あと国道1号線沿いの電話ボックスの上に文鳥のオブジェがある旨を紹介させていただきました。

また、農政課のほうでは、現在の文鳥生産農家数のお尋ねがございましたので、2件であるという旨の御説明をし、そのうちの1件の生産者さんのほうを紹介させていただいたというふうでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この新聞の最後には、歴史民俗資料館で文鳥のPRビデオを見たというような形で、このビデオの結びに「忘れないでください。全国に広がった弥富の文鳥の子孫たちは、今も力強く生き続けていることを」というような形で、このビデオを締めくくっておるわけでございます。

それでは、次に具体的な文鳥文化の伝承について質問をしていきたいと思っております。

冒頭にも述べましたが、平成27年6月議会、当時の建設経済委員会において、中日新聞での「弥富の文鳥文化の復活を」という県立佐屋高校の愛玩動物専攻への記事について質問をしていたわけですが、これを今回また改めてお願いいたします。

当時の記事では、かつて日本一を誇った弥富の文鳥を隣接する高校で生産を引き継ごうと生徒たちが奮闘しているとの内容でございました。佐屋高校は、文鳥発祥の地である又八地区から、行政区は違うんですけれども、北西に直線で2キロほどの場所でございます。又八

の生産農家の方から飼育技術の継承をしてほしいと定期的に成鳥やヒナの寄贈を受けて、その農家の方と担当の先生の指導のもと、繁殖に取り組んでいるというような記事でございました。

そして今回、ことしの5月に入りまして高校のほうから、スタートして4年たったということでございますけれども、文鳥文化復活プロジェクトに対してのテレビの取材が入るとの連絡が私のほうにございました。あわせて、これまで指導をしていただいた又八の方が廃業するという機会に、弥富市唯一の生産農家の方へのテレビ取材の申し込みと高校への新しい指導者のお願いということを私のほうに依頼があったわけでございます。その後、弥富市歴史民俗資料館への、これは放映するかどうか、結局放映はしなかったんですけれども、取材申し込みでテレビ局が伺ったということもこの場でお伝えをしておきます。

この愛西市にあります佐屋高校には、直接の支援というのは難しいのでしょうか。また、高校側も愛知県を通じて弥富市にお願いしていきたいという意向は持っておるようでございます。予算を組んでというお願いではなく、もちろん佐屋高校は県立高校でありますので、そのような予算は県のほうに直接お願いしておるかと思っております。市内の文鳥生産農家さんと高校との橋渡しを一番に考えているところでもあります。要請があれば、市としても直接支援、指導を私からもお願いしたいと思うんですけれども、どのように考えておられますか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

最初のほうの質問でもお答えさせていただきましたとおり、市内の農家、生産農家の方が2件ございます。又八の方がやめられまして、今は鯛浦と東中地のほうで2件の方がやってみえますが、そちらの生産農家さんの御了解が得られるということでしたら、生産者の方と学校の生徒さんとの技術指導交流という形での支援ができればと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私個人にも問い合わせはあるんですけれども、個人ではできることには限りがございます。どうか行政の力をお願いしたいと思います。

これは余談ではございますが、市内の「ウイングプラザパディー」、この「パディー」というのはフランス語で文鳥という意味でございます。つい最近まで知らなかったということでございますけれども、当時およそ2,500通の一般公募の中から、この「パディー」という名称が決まったということでございます。今現在でもパディーは現存するわけでございます。文鳥文化が消えていくのは非常に寂しいものでございます。こういった経緯を含めて、最後の質問に移っていききたいと思います。

平成27年から28年にかけての佐屋高校へのテレビ・新聞の取材、ことしに入ってから弥

富市への新聞取材、そして5月下旬の高校への取材、そしてテレビ放映と、文鳥への注目が高まっています。実際、平成27年当時にも市民の方から問い合わせが多くあったわけで、今回も何かしら問い合わせが私のほうにあるのかもしれませんが。

さきの質問の中での平成27年6月議会の委員会においての私の質問に戻りますけれども、当時高校生が、なかなか繁殖については技術を伝承することができないということ、市として伝承していく手だてはないのかというようなことを、その当時の委員会で私、質問させていただいたわけでございますけれども、それに対しての市側からの答弁ということでございます。

議事録を後からまた少し読ませていただいたということでございますけれども、高校生の文鳥飼育について、期待を向けるのは大きいわけでございますが、いましばらく生徒さんたちの活躍・活動に注視しながら見守っていく段階であります。そういった中で現在答えを持っておるわけではございません。佐屋高校、また飼育指導されている方などから話を聞きながら、事の成り行きを大きな問題として捉えていきたいというようなことのものでございました。

生産農家さんの現状の年齢を考えますと、技術などのお話が聞けるのが、もうここ5年余りではないかと思えます。再度ここでお尋ねをしていきたいと思えます。文化伝承、技術伝承という意味合いで、市長にお考えを少しお聞きしたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

私どもの弥富市は文鳥発祥の地という形の中で、かねては、今、議員がおっしゃったように、大変多くの農家の方を中心として飼育していただいていたということでございます。しかしながら、この伝統的な地場産業というの、購入先の減少であるとか、あるいは後継者の減少というようなことがあるわけでございます。また、生き物を飼うということはいかに難しいかと、つないでいくことが難しいということもあろうかと思っております。そうした形の中で、やむなく減少をして、現在では2件というような状況でございまして、これからどう立ち上がっていけるだろうかということについては、私は極めて、大変残念ですが、厳しい状況にあらうかなあと思っております。

そうした形の中で、佐屋高校の女生徒さんが何とかこの文鳥を飼育していこうということでトライしていただいておりますが、つい先日もテレビ中継をされたと聞いております。その中の内容が、飼育することが大変難しいということで、中地の青木さん等、現状飼育してみえる方にいろいろと御指導をいただいているというような状況をお聞きしたわけでございますけれども、私どもとしても、そんなような形で佐屋高校の生徒さんが御活躍いただいているわけでございますので、一度、農政課もしくは商工観光課を含めて実態を

学ぶべきところがあるんだろうと思っておりますので、一度出かけて行って佐屋高校の生徒さんとお話をさせていただきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、一つの金魚と文鳥という差等が大変厳しいわけでございますけれども、なかなかこれを発展させるということは極めて難しいかなと思っております。そういった調査のもとにおいて、今後、可能性を見出していきたいわけでございますけれども、現状としてはとにかく実態調査待ちというようなことで考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 産業としては多分これでおしまいになっていくのかなというようなことでございますけど、市長の御答弁の中にもあったように、よろしく願いをいたします。

先ほどの最後のテレビ放映だったんですけれども、5月31日ということでした。テレビ放映の内容は鳥ブームの再来というテーマでございました。前半は名古屋市内の鳥フェス、鳥カフェの紹介ではあったんですが、後半で文鳥の特集で弥富市が紹介されていたということでございます。近鉄弥富駅の壁画、又八神社の記念碑、ケーキ屋さんと電話ボックスのモニュメントが映し出され、その後、佐屋高校の飼育内容、そして最後に弥富市内の文鳥農家さんと高校生との対談ということで終了しておったわけで、弥富文鳥に希望の光がというような言葉で締めくくられておったわけでございますけれども、希望の光があるかどうかということはちょっとわかりませんが、ことしに入って新聞・テレビ、そしてマスコミなど、これだけ注目されているのは事実でございます。今後、もう一社、テレビ局が高校と弥富市内の文鳥農家さんのほうへ取材依頼が来ているということでございます。恐らく再度、弥富市のほうにも文鳥の歴史にも取材が入るのではなかろうかということでございますけれども、行政として動いていただける今、絶好のタイミングではなかろうかと思っております。こういったことを御報告させていただくとともに、早急な対応をお願いいたしまして、文鳥に関する質問を終わります。

それでは、2項目めの特定農業用管水路等特別対策事業、通称「特々事業」についての質問に移ります。

石綿を含有する製品は価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年から50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材などにおいて採用されている状況でございますけれども、平成17年7月に石綿障害予防規則が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替するように努めることが事業者の責務として明記されました。

このような中、老朽化などに伴い、石綿を含有する製品が破壊などにより将来的に農業者などの健康を害する懸念がなされることから、必要な対策を講ずることにより影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図ることが必要となってきました。そして、

県と市が事業主体となり、石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープランなどに即して行う石綿セメント管を塩化ビニール管につけかえる特々事業が進めてこられておるわけでございます。

海部管内では、平成18年調査でおよそ485キロメートルの石綿セメント管延長がございました。平成29年4月現在で事業化済みの延長数は198キロメートルで、そのうち対策済みは55キロメートルとなっており、改修率は11.3%であります。また、石綿セメント管はおよそ430キロまた現在も使用されておるということでございます。

弥富市では本年度、4,160万円の予算が計上され、4地区の事業が予定されておるわけでございます。ここまでの進捗はどのようになっておるわけでございますか。また、総延長からの改修率、具体的な数字をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

特定農業用管水路等特別対策事業は、通称、議員もおっしゃったように特々事業と言っておりまして、事業が完了した地区が2地区ございます。現在事業を進めている地区が4地区でございます。また、今後事業を予定している地区が11地区ございまして、合計17地区ということになってございます。

特々事業での整備予定の総延長が弥富市では約290キロございまして、そのうち149キロメートルが石綿管延長となっております。現在、その290キロメートルのうち24キロメートルが整備が完了しております。改修率といたしましては約8.3%でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 先ほども少し述べさせていただきましたが、海部管内では改修率11.3%、愛知県全体では32%という数字が県のほうの資料で載っておるわけでございます。これだけを見ますと弥富市内の改修率はおくれているように感じますけれども、これは県の資料なんですけれども、東三河地方においては水資源機構が直轄で事業を行って、80%超えの率で改修が進んでおるといようなことで、県全体では32%ということで、一概に弥富市がおくれているというわけではないと思います。

しかしながら、県内の農水管の延長数は1,183キロメートルで、海部管内はこの中のおおよそ4割を占めておるわけでございます。そして、海部管内のうち弥富市の延長数は、先ほど149キロメートルでしたか、これにおいても弥富市は3割ぐらいということでございます。愛知県全体と見ましても、1割を超える数字が弥富市ということでございます。これだけ弥富市が水郷地帯であり、改修しなければならない石綿セメント管の延長数が多いということでございますけれども、本年度またはこれからの特々事業への市の負担金、これから何年も

続いていくということでございます。これは市の財政面においても、大いに圧迫していくものではなかろうかと思っております。これを踏まえて、次の質問に移っていきたいと思います。

愛知県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされていることに加え、今後、集中して対策が必要な地域は、ゼロメートル地帯で海や河川の水面より低いところに農地があり、工事をする際の地下水の排除に要する費用が割高となり、さらに都市化・混住化の進展が著しい特殊事情を踏まえて、特々事業の地元負担金軽減に格段に配慮が必要ではなかろうかと思われま。

現在、市の予算書では、国が50%、県が36%で合わせて86%、そして市が13%、地元1%というように予算に記載をされておるわけでございますけれども、これは総務省と農林水産省が定めた標準的な負担のガイドラインに示されておった割合でございます。農家負担分を県が負担するというものになっているということでございます。ただし特々事業、総事業費が大きいわけでございます。市にかかわってくる負担額も13%とはいえ高金額になってきているのが現状でございます。ここに来て負担割合に動きがあったということでございますけれども、そのところを詳しく内容を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

事業に対する負担割合の軽減ということで、以前より県に対して要望をさせていただいておりました。本年度より特々事業の負担割合につきまして、県の負担割合を36%から40%に引き上げていただいたことによりまして、市の負担割合が13%から9%になりました。4%引き下げられたこととなります。ただし、本年度からの新規地区が対象になってございますので、本市では現在事業を進めております4地区のうち1地区のみが対象となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 服部市長のほうが、事ある会合におきまして県の負担割合の増額を訴えておられたということは私も承知しておるわけでございます。この成果がやっとここに来て実現をされたというわけでありまして、できれば弥富市の農水管延長数を考え、将来的な事業促進及び市の累計の負担ということになると、もう少し県負担の増額があってもいいのではないかなあというような形も思っております。

最後に、前の質問でも少し述べさせていただいておるんですけども、いずれは起こり得る南海トラフ大地震についての対応について質問をいたします。

大規模用水事業などで多用された石綿セメント管は、海部地域で平成29年4月時点で先ほども言うておりました430キロメートルの延長数を残しておるということ、近年、老朽化に

より漏水事故も頻繁に発生をしておるといふようなこととございます。大規模地震時に液状化により石綿セメント管も大量に破損することも想定をされ、破損した際のアスベスト飛散により、作業員や周辺住民の健康被害が懸念をされます。

平成24年度、海部支会の役員研修で千葉県香取市に、東日本大震災における香取地域の農地・農業用施設の液状化による被災状況及び復旧状況を、当時、代理で出席をさせていただきました。東日本大震災での香取地域1市3町にかかわる被害としては、農地約181ヘクタール、76カ所、およそ10億円、農業用施設1,444カ所、およそ60億円という説明がございました。その他の集落排水施設、農村公園施設などまで合わせますと、およそ88億円の被害があったということとございます。

農地の被害の特徴としては、水田で噴火口のように水を伴って灰青色の細かい砂が噴出した液状化が筋状に一面にあらわれたということとございます。農業用施設の中での一番の被害は農業用水管（パイプライン）でありまして、継ぎ手部を中心に多数の漏水が発生し、揚水機場の被災や石綿セメント管が多く使用されていた用水管の幹線部分に被災があり、送水不能で末端施設の被害状況が把握できないぐらいだったということとございました。

このときの香取市への国庫補助金の率は、暫定法（増高申請）適用で、農地82.6%、農業用施設93.4%、そして激甚法（特別措置）の適用で、農地92.6%、農業用施設97.2%の補助をいただいたということと、この補助金の残が、2分の1が県で、地元、市のほうが2分の1負担となったと、これは当時の研修したときの資料に明記をされておったわけとございますが、ちょっとわからなかったということとございますけれども、暫定法、激甚法について少し市側のほうから御説明をお願いできますか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、説明のほうをさせていただきます。

暫定法は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の略称とございます。異常気象により発生した災害により農地や農林水産業に供される公共施設などが被災したときに、施設の機能復旧に要する費用の一部を国が負担することと定め、昭和25年に制定された法律とございます。

また、激甚法は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律とございます。これは発生した災害のうち、その規模が特に甚大であり、国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村など地方公共団体及び被災者に対する復興支援のために、国が通常を超える特別の財政援助または助成を行うことを目的として昭和37年に制定された法律とございまして、激甚災害法とも呼ばれております。

暫定法による国の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%とございますが、激甚災害に指定された場合には、暫定法の補助残の部分について補助のかさ上げが適用されます。最大

90%程度引き上げることとされてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 補助のかさ上げにより、激甚災害に指定をされればということでございますけど、そうすると市の負担というのは極力軽減されるのではないかとということでございます。

また、マイナスゼロメートル地帯のこの弥富市で、条件不利地域でありますけれども、市に対して対策費用が集中し、地元負担金が重荷になってくるわけでございますけれども、現在、10年間かけて下水道管に使用されておるハイセラミック管の改築も予算のほうで、概算で7億6,590万円ほどかかるということで、これを10年間でということございまして、1年に対しても約7,659万円予定をされております。これだけでも市に対して非常に重くのしかかってくるわけでございますけれども、この状況を踏まえて最後に、この特々事業の、もし被災があった場合というようなことも含めまして、見解を市長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

その前に、特々事業につきましては、それぞれの地域で皆様方に大変な御協力をいただいておりますことを、この場をもちまして感謝申し上げる次第でございます。石綿管から塩ビ管という形の中で、さまざまな形で強度を求めていきたいというようなことでございます。

総延長が非常に長いものですから、20年、30年近くの事業費になってくるわけでございますけれども、これから新たにに取り組む事業につきましては、補助率が大幅に変わってくるというようなことで大変喜んでおるところでございます。この二、三年、土地改良事業における予算も、政権与党という形の中で土地改良事業費を回復していただいております。そして、対前年度から見ますと2桁伸長というような状況がここ数年続いておりますけれども、全体として国のほうの予算が4,020億ぐらいですかね、そこまで回復してきている、そして県の予算も平成29年度あたりは200億を超える予算になってきてございまして、海部管内においては70億を超える予算という形でございます。

そうした形の中で、いろんな事業があるわけでございます。大きくは3つほどのジャンルに分けられるわけです。県営事業であるとか、団体営農であるとか、あるいは地元が中心となってやっていく単県事業というような形で事業の分野があるわけでございますけれども、そうした形の中で我々自治体の負担が、事業費がふえればふえるほど手を挙げていくことにおいて負担額がふえてくるものですから、負担の率をぜひ改善していただきたいということを申し上げてきました。

そうした形の中で、先ほど言った特々事業につきましては、13%から9%というような状況

の中で改善をされてきているということに対しては非常にうれしく思っております。これからも、団体営農のみならず、さまざまな形での県営事業であるとか、特に単県事業の地元負担率が非常に高いものですから、これを何とか今後はお願いしていきたいと思っております。

まさに土地改良事業は安心・安全の事業であろうと思っております。また、防災・減災上の問題からいっても大変重要な事業であるということを考えておりますので、そうした形の中で我々は海部南部という形の中で属しながら非常に環境的には厳しい状況にあるということからいっても、数多くの土地改良事業ということに対して今までもやってきましたし、これからも進めていかなきゃならないということでございます。

今回の6月につきましても補正予算を組ませていただいたところでございます。これは、かねてから交渉をさせていただいておりました地主さんとの交渉がしっかりとできたということにおいて、急遽、補正予算を組ませていただいたところでございます。そうした形の中でやっていくわけでございますけれども、激甚災害に対するところの財政支援は、これは過去のさまざまな日本国土の中で激甚災害指定という形の中でやられておるわけでございます。このことにつきましても、私がかねて土地改良事業の事務局のほうにお話をさせていただきました。こういうような状況においては、市はどのような形で負担をしていくんだというようなことを質問させていただきました。多くの1,600ヘクタールを超える水田を持っているわけでございますけれども、そしてまた液状化現象が起きたら、本当に厳しい状況が予測されるわけでございます。そうした形の中で激甚災害を受けた場合については、多くは国とか県のほうの補助でやっていただくというような回答もいただいておりますので、胸をなでおろしているところでございますけれども、ないようにしていきたいと思っております。これはライフラインの損害だけでなく、大きく人的な問題にかかわってくるというふうにも思っておりますので、そうしたことの被害が発生しないように祈るばかりでございます。

いずれにいたしましても、しっかりとした安心・安全、防災・減災に取り組むべき土地改良事業でもございますので、これからも必要に応じてしっかりと進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） もちろん災害時ということでございますけれども、ライフライン復旧が最優先されるわけでございますけれども、農水管に関しても、その後の水田活用に大きな影響があります。災害後の復旧が最短で行えるような形を想定していただきまして、重々考えていただきたいと要望いたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に本市における教職員の多忙解消、負担軽減の取り組みについて質問をいたします。

4月28日、文部科学省は、学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上り、平日の平均勤務時間は小・中ともに11時間を超えているとする2016年度公立校教員の勤務実態調査結果（速報値）を公表いたしました。

現在、国を挙げて働き方改革が行われようとしている中、子供たちの教育という重責を担う教職員の多忙化解消は待ったなしの重要課題であります。平成28年6月には、文科省より「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知の中で、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保や長時間労働という働き方を改善するよう求めております。教育委員会、学校、そして関係機関とともに、これまで以上の踏み込んだ実効性のある対策に取り組む必要があると思います。

そこでまず初めに、教職員の勤務時間の実態についてお尋ねをいたします。

県では平成22年4月から学校での在校時間等の状況記録をつけるように通知を出し、それにより実態把握を行って、一部の教職員に負担がかからないように配慮することとしていますが、本市の現状についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市の小・中学校の教職員の勤務時間の実態について答弁申し上げます。

県教育委員会では、公立小・中学校に対して、在校時間等の状況記録をつけ、適正な勤務時間の把握をし、長時間労働にならないよう縮減に努めるように通知を出しております。そして、平成25年度より、この状況について毎年11月を抽出月として、80時間を超えた者、100時間を超えた者の人数調査を実施しております。

調査結果が確定しております平成27年11月について本市の状況を県全体と比較して申し上げますと、小学校では、8校で155名のうち80時間を超え100時間以下の割合は7名で4.5%、県全体では7.5%です。100時間を超えた割合は1名で0.6%、県全体では3.4%であります。

次に、中学校については、3校で80名のうち80時間を超え100時間以下の割合は9名で11.3%、県全体では18%です。100時間を超えた割合は31名で38.8%、県全体では20.7%となっております。

以上のように、本市では中学校において100時間を超える先生の割合が多い状況であります。

なお、原則として公立学校の教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び関連の政令、条例により時間外勤務手当が支給されておられません。そのかわりに、給料月額4%に相当する教職調整額が一律に支給されています。

また、非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の引率、学校の管理下において行われる部活動における指導といった業務に従事した場合には、教員特殊業務手当が支給されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁いただきました。県全体の比較ですと、中学校においては100時間を超える先生方の割合が多い状況であるということでございます。

教職員の時間外勤務や、そして家庭への持ち帰り労働など、労働時間をきちんと把握することが大事ではないかと思えます。先日、テレビでありましたけれども、学校教師の負担増加の実態について報道がされておりました。特に中学校教師の約6割が過労死ラインを超えていること、また現役の中学教師の苛酷業務がクローズアップをされ、勤務時間が10年前より1週間で5時間以上増加したことへの課題といった内容でございました。

その中で特に部活動顧問の問題が上げられ、部活動に費やす時間の増加が勤務時間を押し上げて、肉体的・精神的に追い込まれている実態を明かされておりました。とりわけ、練習試合や大会出場などで土・日を費やすことになる部活動の担当は大きな負担となって、中学校教師の土・日の部活動の指導時間も10年前の2倍に膨れ上がっているということでございます。

そうした中、部活顧問の負担軽減の対策といたしまして、例えば東京杉並区の中学校では、23校中17校が外部指導員を導入しているということでした。この外部指導員の存在は非常に大きく、現任教職員いわく、教師として担うべき業務に充てる時間がふえて、肉体的にも精神的にも非常に助かっているということでもございました。

過労により先生が病気になり、子供と心身ともに健康で触れ合うことができない状況は一刻も放置してはならないと思えます。教員の多忙化を解消することは、精神疾病による病休者や早期退職者を出さずに、さらには教育に穴があく事態を防ぐことにもつながると考えます。

そこで、深刻化する教員の長時間勤務の改革についてお尋ねをいたします。

本市の教職員の多忙化解消、負担軽減についてはどのように取り組んでみえるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 学校現場での多忙化解消、負担軽減について、市の取り組みをお話しさせていただきます。

教員の負担軽減においては、さまざまな分野での支援員配置の推進をしています。特別支援学級への支援員、心の相談員、情報教育支援員、学校図書支援員、少人数指導講師、音楽・美術・技術家庭科等の専科講師の配置をし、毎年、各学校の状況を踏まえながら適正配

置及び増員を図るようにしています。

今年度は、新たに発達障がい児への支援として、長年特別支援学校で実績のあった方を市の特別支援相談員として、教育委員会に籍を置きながら、各学校を支援・巡回できる体制を敷きました。

また、学校事務職員には、事務を市の複数校で共同実施し、効率よく事務処理ができるよう、各自の負担軽減を図るようにしています。

23年度に市として校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりとして、校務支援ソフトを導入しました。これにより、文書の整理・活用、公簿のデジタル化等で事務の簡素化が図られ、また職員間の連絡調整等に利用でき、打ち合わせ時間を短縮し、伝達事項を正確に把握することができるようになりました。

市内各校の取り組みとしては、例えば職員会議を保護者学級等の行事がある土曜日の午後に行い、通常授業日の会議を減らしている学校もあります。また、週に1回、もしくは2回、定時退校日を設定して、計画的に仕事ができるよう心がけている学校もふえてきました。また、行事等の準備においても、担当者にだけ任せるのではなく、複数名の担当としたり、職員全体で行ったりして段取りよく仕事を進めることとしています。

中学校における部活動については、土・日の活動はどちらかを休養日とし、月曜日は朝練習のみ行っている中学校が3つのうち2つありますけれども、2学期からは3つの中学校とも月曜日は休養日といたします。また、従来より日没の早い11月、12月は朝練習のみにして、午後の部活は行っておりません。これらは3つの中学校共通に実施しています。ただし、試合日や試合の直前等は例外も認めています。

また、各中学校、外部指導員も、弥富中学校3人、弥富北中学校8人、十四山中学校3人、計14名入っていただいております。助かっております。

さらに今後は、本年3月に策定されました県教育委員会の教員の多忙化解消プランに基づき、教職員一人一人のワークライフバランスに十分配慮し、各教職員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えてまいります。

以上のような実態であります。

ところで、なぜ多忙化傾向になったのかといいますと、主に3つの原因があるかと思えます。ちょっとそのことに触れさせていただきます。

1つ目は、学校教育に多くの社会的な要求がなされてきたことです。例えばグローバル人材育成を目指すとして、外国語の小学校での教科化と授業時間の増加等があります。いじめ問題が深刻化したため提言された特別な教科、道徳の小学校30年度からの実施、さらに企業、経済界からの要望でプログラミング教育の導入も近いとも言われています。

これまで平成になってからも、環境教育、キャリア教育、情報教育、喫煙・薬物等の健康

教育、国際理解、食育、ICT活用教育、東日本大震災以降のこの地域に特化した防災教育等、教科以外の社会問題や課題等の解決手段として学校教育に組み込まれてきました。その結果、ごみが一つも落ちていないきれいなまちや、きれいな川の実現、また若者の喫煙率の低下等、大きな成果をおさめているのは皆さん感じてみえるかと思います。

ICTを活用してわかりやすい楽しい授業の実現は望まれることですが、先生が機器を習得し、職員全員で研修し、授業で活用できるようになるには膨大な時間を要することを御理解ください。このように、多くの教員が時間を惜しまず社会の問題、課題、要望に取り組んできたのです。

2つ目は、いじめ・不登校等に対する丁寧な対応が求められていることです。小学校・中学校も児童・生徒が校内にいる場合には目が離せなく、会議や打ち合わせをすることもできません。先生方の神経を張る度合いは、昭和50年、60年代のころと格段の違いがあります。けがをさせたら管理責任を問われ、安全配慮義務違反で訴えられることもあります。不登校や問題行動等が起きた場合の家庭訪問等は、夕方や夜の勤務時間外がほとんどです。

学校の役割はこのように多岐にわたり、その多くが地域の方々の温かいサポートに頼っている状況があります。厚く御礼いたします。しかし、3つ目は、この地域や家庭、関係諸機関との連携を図るための会議や打ち合わせに、そして準備にと多くの時間を費やすこととなります。学校が休日や夜に行事を開いたり、逆に地域行事に先生が参加したりすることもあります。

この3つの上にさらに、教員の特性と申しましょうか、子供のために思い、自発的・創造的な活動や研究的・実践的活動を積極的に取り組んでいる先生が少なくないことを知ってほしいと思います。また、昔型の面倒見のよい先生は今でも多く存在するのです。毎日の朝の登校指導などは、時間外ではありますが、先生が児童・生徒の命を大切に思っでの自発的行動なのです。このように、多くの教師が自発的に時間外でも奉仕の心で活動していることを知っていただき、今後ともおらかな心で学校を見守ってほしいと思っております。

教員が疲れ切って、そのしわ寄せを児童・生徒がこうむらないよう、教育委員会として多忙化解消に向けて学校を全力でサポートしていき、県教育委員会とも協力して国に教職員の定数増等を要望してまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま教育長さんから、教職員の多忙化傾向になった要因について、3つの視点から詳細に御答弁をいただきました。

ただいまお話の中にもございましたけれども、子供たちのためにみずから積極的に努めてくださっている教員の方々もいらっしゃるということも理解をいたしますが、教員が疲弊するようなことになれば、教育がおろそかになるなど、子供たちにも影響が及ぶことになろう

かと思ひます。一人一人の子供に丁寧にかかわりながら質の高い授業や指導を行って行くために、教員が本来果たすべき役割を明確にしながら、引き続き教育委員会と学校が一体となって多忙化解消、負担軽減について取り組んでいただきますことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員、質問の途中ですけれども、暫時休憩としたいと思います。よろしいですか。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

炭竈議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、引き続きまして、大きく2点目の質問に入らせていただきます。

2点目に、子供の安全対策と教育環境の充実について質問をいたします。

本年3月、衝撃的な事件が起きました。終業式に出席するため家を出た直後に行方不明になった千葉県松戸市に住むベトナム国籍の小学校3年生の女兒は、無事に戻ってきてほしいという両親や周囲の願いもかなわず、2日後に水路脇で遺体で発見をされました。そして、翌4月、子供を見守る立場にある人物が容疑者として逮捕されるという衝撃的な展開を見せました。このたびの犯行は、前途ある幼い命を奪ったばかりではなく、地域のきずなを傷つけ、日本の信用さえおとしめる結果を招いた極めて悪質な罪深い事件だと思います。

登下校中の子供をさらう犯罪は後を絶ちません。また、見守り活動に悪意のある人物が入り込んでいるかどうかは見抜きにくく、悔しいけれども人の目をふやすしかありません。社会ぐるみで、また地域ぐるみで安全策を見直す契機としなければならないと思います。

そこで、お伺いをいたします。

今回のように、子供の見守りの当事者が逮捕されるような事件が社会に衝撃を与えています。子供たちの安心・安全を守る立場から、市長はどのような認識を持たれていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

その前に、先ほどの学校の先生のさまざまな学校の中において時間外ということが非常に中学校の先生の中に多いというようなことで、私たちが改善すべきところは改善していただきたいという形の中で申し上げておるところでございます。今、日本全体としては、職場で

の働き方改革ということが大きな声で叫ばれておるわけでございます。先生も大変厳しい環境、大変お疲れだろうというふうにも思っておりますので、私どもも教育総合会議というのを持っておりますので、そういった形の中で先生の働き方というか、そういったことについてもこれからしっかりと議論をしていきたいと思っておりますのでございます。

今、給料で月額4%ぐらいが時間外という形では、それぞれ所得の格差があると思えますけれども、8,000円とか1万円にも満たないような金額ですね。それから、多い人でも1万5,000円、2万円というような状況でございますので、普通の業務をいただいている我々の職員等も含めて考えてみますと、これは教育界全体としても改善すべきところは改善していただきたいなあというふうにも思うところでございます。そんな形の中で、少し時間をかけながら先生方の働き方改革をやっていきたいと思っております。

子供たちの安心・安全を守る立場として、どのような認識を持っているかという御質問でございます。

これは、先ほどの学校の先生じゃありませんけれども、まず中においては、最近、愛知県内の学校においても非常に先生の不祥事ということが多く報道されております。これは愛知県だけじゃなくて、全国的にも児童・生徒に対する先生の不祥事というようなことが叫ばれておるわけでございますので、まずそういったところについては教育委員会、あるいは学校長を含めて、しっかりと指導していただきたいと思っております。

今回の千葉県の松戸市の事件というのは、まさに、皆様方も、議員各位もそうだと思いますけれども、信じられないような衝撃的な事件というふうには言わざるを得ないと思っております。二度とこのようなことが起きてはならないという形であるわけでございます。もう一度、今現在も地域ぐるみで児童・生徒を見守っていただいているわけでございますけれども、そうした形の中において、我々としてはさらに徹底して児童・生徒を守っていききたいと思っております。

具体的な対策といたしましては、1つには学校や通学路の安全対策ということをしっかりとして講じていきたいと思っております。これは警察官との連携によるパトロールを重視していただきたいということと、私どもとしても危機管理課のほうに登下校の際、特に下校の際のパトロールというようなこともさせていただいておりますので、そういった形の中での通学路の安全対策ということもしっかりと考えていきたいと思っております。

2点目でございますけれども、さまざまな児童・生徒に対して被害防止教育の推進というのをやっていかなきゃならんなあと思っております。警察の方々に学校に出向いていただいて、防犯教室を開催していただくというようなことも効果があるんじゃないかなあと思っております。

また、3つ目では情報発信活動の推進ということで、警察、学校、教育委員会からの不審

者情報の発信、今、携帯のほうに、私のほうにも届くようになっておりますけれども、そうした形のものにおいて情報提供と、そして受けた人がしっかりと検証するというのも大事だろうと思っております。そんなことをしっかりやりながら登下校の子供たちを守っていきたいと思っておりますので、今後ともこの辺のところにつきまして力を入れてやっていきたいと思っております。

また、ふだんからスクールガードという形の中で、市民の皆様にも大変な御尽力をいただいております。市民の皆様がボランティアの活動という形の中でやっていただいております。心から敬意と感謝を、この場をかりまして感謝申し上げたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま市長の御答弁にもございましたように、地域の見守りは学校と家庭、そして地域との信頼関係でなされていると思います。そこで、これからの地域の見守りについての考え、また子供が自分の身を守るも知恵と力を小さいうちから学ぶ必要があると指摘する声もございます。こうした問題について、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 子供たちの安心・安全の確保につきましては、児童・生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を、単に頭で考えるだけでなく具体的に行動に移して理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を行うことが重要であることから、実践的な防犯教材として、大声を上げ逃げることや知らない車には乗らないといった万一の事態が起こった場合の具体的な対処方法などについて、小学校低学年からわかりやすく教えていくこととしております。

日ごろから通学路等の点検を通して危険箇所の情報を集め、児童には通学団単位で知らせるとともに、学校、教育委員会においては緊急時の体制を確立してまいります。

また、登下校など子供たちの見守り活動を行うスクールガードや子ども110番の家などもお願いしており、さらには警察とも連携させていただき不審者情報などを緊急配信メールで保護者の方に情報提供したり、職員においても公用車で外出時に、安全・安心のまちづくりとして不審者の警戒や犯罪抑止に努めます。

教育委員会としましては、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について定期的に実態を把握し、指導・助言を行い、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を関係機関とともに図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今後とも、定期的な安全教育の実施であったり、また見守り体制

の強化といった取り組みを強くお願いいたします。

さて、27年9月議会において質問させていただきましてございますが、子供たちの安心・安全対策の一環として、GPS機能つき防犯ブザーを小学生に貸与する考えはという質問に対しまして、市側の回答といたしまして、内容を検討し、保護者の方の承諾、そして学校への説明をした上で、平成29年度の新小学校1年生から始め、1・2年生に貸与とし、そして3年生からは現行の防犯ブザーを配付するという形で取り組んでまいりたいと考えていますとの答弁がございました。

その後、進捗状況の説明において、貸与するに当たりまして、個人情報についての保護者の承諾やデータの入力、また教職員の負担や方法による予算的な問題等、もう少し時間を要する必要性が生じたので、引き続き調査をしていきたいとのこととございました。この件につきまして平成29年度はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） GPS機能つき防犯ブザーの導入につきましては、29年度当初予算編成時にも検討を重ねてまいりましたが、本年度は学校施設について重点的に整備・改修をしていくことといたしました。これは、学校は子供たちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育む潤いのある空間として整備・維持する必要があることから、児童・生徒の安全・安心に係る教育環境の整備は重要であるとの認識のもと、大藤小学校の屋上を整備し、津波・高潮緊急時避難場所とすることや、温暖化への対策として、授業に集中して取り組めるよう中学校の普通教室にエアコンの設置を計画し、本年度に設計、平成30年度、設置工事の実施、このほかにも学校トイレの洋式化の改修を初め給食施設や給食機器の改修、遊具の修繕、設備の改修を実施してまいります。

したがって、GPS機能つき防犯ブザーの導入につきましては、引き続き検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 引き続き御検討いただくということでございます。子供たちの安全・安心のために、二度と痛ましい事件や事故が繰り返されることのないように、早急な対策、取り組みを要望しておきたいと思っております。

最後に、学校ICTの進捗状況についてお伺いをいたします。

教育環境のICT化について、文科省における教育の情報化ビジョンは、3つの分野から、1に子供たちの情報活用能力への推進、2にICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現、3に校務の情報化の推進を掲げております。

ICTを活用した教育への効果としては、電子黒板やタブレットの導入によるデジタル教科書や学習ソフトの活用により子供の授業への関心意欲を向上させることや、イメージしに

くいものを提示して知識・理解を深めたり、発表や話し合いによる表現力や交渉力の向上とともに、情報化社会への対応力の育成が図られるものとされております。

そこで、本市におけるICT活用教育への推進、また取り組みにつきましては、28年の9月議会において質問させていただいたところでございます。当時の教育長の答弁では、他の自治体の動向を見きわめながら、ICT化は積極的に取り組まなければならない重要課題であるとのことでした。

平成29年度、近隣では江南市が教育用ICT機器の導入を全小学校にされるということで、教育用ICT機器を活用した情報教育の推進として、およそ8,000万円を予算計上してみえるようですが、本市におかれましてはどこまで進められるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校教育におけるICTの推進につきましては、平成28年度より市内各小・中学校の先生方とICT推進検討委員会を立ち上げて、導入に向けて取り組んでまいりました。平成29年度は、各校にありますパソコン教室の機器40台をデスクトップ型からタブレット端末に更新するとともに、無線LAN環境を整備いたします。また、電子黒板も各校1台ずつ増設いたします。これにより、デジタル教科書の活用や学習ソフトを利用した授業が可能となります。その活用状況や有効性を見きわめながら、引き続きICT推進検討委員会において検証して、今後の導入方法について決めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、教育におけるさまざまな施策については、市長と教育委員会の委員で構成されます総合教育会議において議論を重ね、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育について、重点的に講ずべき施策等を協議・調整してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長の施政方針の中でも教育の環境の整備につきましては、児童・生徒の安心・安全や中学校の普通教室にエアコンの設置計画など、平成29年度は重点的に取り組む姿勢を示されております。今後ともさらなる学校教育の充実に努めていただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、保育料についてと弥富市PR事業について質問させていただきます。

まず、保育料についてでございますけれども、現代社会において少子・高齢化は本当に深刻な問題となっています。昨年10月、総務省の公表によると、2016年10月の時点で日本の人口はおよそ1億2,693万人となっており、約30年後の2048年には1億人を切って9,913万人になると予想されています。

弥富市でも、人口ビジョンによると2017年の2月で4万4,275人、2045年、約30年後ですと4万1,551人と、3,000人以上の人口が減ると予想されています。2015年から2045年、この30年間の人口構成を考えてみると、15歳から64歳までの生産年齢人口は61%から53%に大幅に減少します。それに対して65歳以上の人口は、現在の25%から32%と大幅に増加が予想されています。

少子・高齢化の問題といたしましては、言うまでもなく、労働力が減って、生産性の伸び悩みにより経済成長はもちろん衰退していく、そして高齢化の進展に伴い、医療費や社会保障費の負担が増大していくという大きな問題があります。今でさえかなりの負担を強いられ、生きにくい世の中となっておりますけれども、少子・高齢化が進めば進むほど、より事態は深刻になっていくものと思います。何としてもこの少子・高齢化の緩和や解決していくことを考えなくては行けません、それは健康寿命を延ばすことももちろんでございますけれども、結婚しやすい環境や子供を産み育てやすい環境を整え出生率を上げていかなければなりません。また、弥富市で考えるのであれば、いかに若い世代の人たちを弥富市に来てもらって定住してもらおうかということもあります。

そして、現代社会において結婚や子供を産み育てられないつらさは何かといいますと、非正規雇用であったり、長時間労働であったり、働く環境や経済状況が壁となっており、結婚でいえば婚姻率、1,000人当たりの結婚している割合でいいますと、現在だと2016年、0.5%となっており、生涯未婚率、50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合が男性は何と20.1%、女性は10.6%と言われております。1970年代では、この数値は男女とも2%程度だったものが、男性は10倍も結婚していないという状況になっております。私自身もまだ未婚でございますので、この数値に貢献しないように頑張っていきたいとは思っております。

出産では、2016年度の出生数は100万人を切っており、97万7,000ほどになっております。そして、合計特殊出生率、15歳から49歳までに1人の女性が産む子供の数の平均となっておりますけど、それは1.44と言われております。そして、さらには近年、子どもの貧困も大問題となっており、皆さんも御承知のとおり、6人に1人が貧困状態にあると言われております。

そこで、まず市長にお尋ねしたいと思います。

この少子・高齢化、人口減少化社会においてどのような問題意識を持って、そして弥富市ではどのように対策をしていこうというふうに考えられていますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

人口減少社会、また人口が少子・高齢化社会というようなことにつきましては、我々基礎自治体の本当に大きな喫緊の課題であろうと思っております。そういった形の中で、いろいろと統計資料だけじゃなくて具体的な施策を打っていかなくちゃならないわけでございますが、

本市においても平成27年、去年、おとしと国勢調査の人口という形の中で、その5年前の平成22年と比較いたしましてマイナス3人という形で、初めて弥富市で国勢調査のマイナスという数字が出ました。そうした形の中で、その前はどうかだったかという、22年から5年前の平成17年の5年間につきましては約700人の増という形のことがあるわけでございます。そして、その前の平成12年から17年においては1,200人の増という形の中で、非常に人口が伸びておった時代があるわけです。これは10年前、15年前というような状況になっておるわけでございます。そして、今回初めて国勢調査において人口がマイナス3人というような状況になったことにつきましては、私は平成23年3月11日東日本大震災ということが大きく影響しているだろうと実は思っておるところでございます。

そういう形の中において、生産年齢人口、先ほど那須議員もおっしゃいましたけれども、16歳から64歳までの働く人たちの人口の流入・流出ということについて、弥富市といたしましては流入が大きく減ってきているというようなことが顕著にあらわれておるわけでございます。そうした形の中において、当然結婚されている方も子供さんができるわけでございますけれども、そうした形の中において子供の人口もふえないというような状況でございます。

そうした形の中で、大きく施政方針の中で私はもっと災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないというのは、生産年齢人口が大きく減ってきているということが大きな要因であるわけでございます。さまざまな形で防災・減災対策を講じているわけでございますけれども、幸いにして今、平成27年度から29年、この1.6カ月の状況においては人口が少し伸びてきているというふうに思っております。今現在では、広報等でも御紹介申し上げておるわけでございますけれども、4万4,400人を超えたという状況でございます。27年の4万3,269人に比べますと、少しふえてきているというような状況でございます。

そういう形の中で、住みやすいまちづくりという形の中で考えていかなきゃいかんわけでございますが、よく東洋経済新報社の住みよさランキングというのがあるわけでございますが、このランキングの2016年の数字を見ていても、2013年ですか、3・11のことがはっきりとわかるんですね。2016年の住みよさランキングは、弥富市は前年の35位から52位になりました。どういうところがランキングとして落ちているのかなあということを分析しますと、環境なんですね。海拔ゼロメーター、マイナスという環境が災いしている。快適度が大きく落ち込んでいる。そういうこと、そして安心度というものも落ち込んでいるというようなところがはっきりと数字としてあらわれているかなあと思っております。

そうした形の中において、先ほどから言っておりますように、人口減少社会に対して食いとめるには、この弥富市の置かれた環境ということに対して災害に強いまちづくりにもっともっていかないと安心して来ていただけないというようなことにもつながりかねないというような状況でございます。そうした形の中で、もう少ししっかりと環境整備をし、国・

県との連携の中で整備をさせていただいて、環境に対して安心してくださいというような安全宣言をしていかなきゃならないのではないかなあと考えております。

そうした形の中において、先ほど来、那須議員がおっしゃったように、子育て世代、若い人たちの呼び込みであるとか、あるいは結婚に対するさまざまなサポートであるとか、あるいは妊娠・出産ということに対するきめ細かな支援であるとか、あるいは子育て世代についてまだまだ応援をしていかなきゃならないというようなことを感じながらおるところでございます。人口減少社会、一つ一つの施策を打っていかないと、なかなか容易に回復できないという状況でございます。また議員各位の御意見等もお聞かせいただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃられたように、確かに安心・安全な災害に強いまちづくりということは重大なことだと思っております。そして、それに追随して言われたように、結婚や子育てのサポートも必要になってくるのではないかなと思っております。

弥富市では、今度の6月18日、今月の18日でございますが婚活イベントというものがあるように、出会い・結婚相談などを社会福祉協議会等でも支援しております。子育て支援に至っては公立で9カ所も保育所を持ち、ゼロ歳児も3カ月から受け入れ可能であったり、一時保育や病児・病後児保育も開始され、それに加えて何ととっても県平均で35%以上安い保育料となっており、このこともあって近隣市町に比べても手厚い子育て支援のまちということで、子育てするなら弥富市でと評価されまして、区画整理事業と合わさって、逆に言えば近隣自治体、例えば津島や愛西市さんなどと比べても子供の人口の減少が少なく、ここは大きく差をつけている部分だなと思っております。

ところが、今年度の市長の施政方針の中には、そうして今まで頑張ってきた保育料を見直すということでございました。これはどれぐらいのまず見直しを考えているのか。そして、結婚や子育て、子供の産みづらさ、育てづらさの経済状況の壁を緩和していくためにも、ここは私は将来のために踏ん張っていくところだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育料の見直しにつきましては、この3月議会におきまして、市の財政の健全化のために行財政改革をしていかなきゃならないという形の一環の中でお話をさせていただいたところでございます。市民の皆様の頑張りで税収のほうは比較的順調に、毎年毎年固定資産税を中心として伸ばささせていただいておるわけでございますけれども、御承知のように合併算定がえの普通交付税というのが平成28年度から減額になってきているというような状況でございます。そして、平成33年にはゼロというような状況で、これは今、原

資としては4億数千万あるわけでございますけれども、そういったことについて大変厳しい状況が中期財政計画の中にもお示しをさせていただいておるところでございます。

また、少子・高齢化社会という形の中で、社会保障費の増額というようなことにつきましては言うまでもないような状況でございます。また、公共施設等については、非常に耐用年数を重ねてまいりまして、公共施設の老朽化ということについて、修繕であるとか、改善を加えていかなきゃならないというような状況でございます。また、南海トラフ巨大地震ということに対して、もっと災害に強いまちづくりという形で先ほども申し上げましたけれども、防災・減災対策をしっかりとやっていかなきゃならないという形のものがそれぞれの項目についてあるわけでございますので、そしてまた大きなプロジェクトであります庁舎問題、あるいはJR・名鉄の橋上駅舎問題ということで、めじろ押しにプロジェクト事業もあるわけでございます。財政の健全化なくして、このような事業が前に進むわけにまいりません。

そういった形の中で、今、保育料につきましては来年度から改正をさせていただきたいということで、9月定例議会までに議員各位にお示しをさせていただきたいと思っております。今、庁内におきまして各担当部局と私どもと協議をしておるわけでございますけれども、那須議員がおっしゃったように、県平均まで持っていくと非常に大きなアップ率になりますので、ここまではいかにも持っていくわけにはいかないだろうと思っております。そうした形の中において、そういったことを考えながら、少しは御負担がふえるわけでございますけれども、今現状としてこれだけお願いをしていきたいということにつきまして、最終的な詰めをこれからしていきたいと思っております。県平均のレベルということは到底考えておりませんので、御理解もいただきたいと思っております。

そうした形の中で、9月定例議会の中で議員各位のほうにはお示しをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに自治体財政も厳しくなっているものだと思っています。言われたように交付金も下がっていくと言われますけれども、逆に大きな大型プロジェクトを抱えていくという部分で負担もふえるとは思いますが、その分、交付金としても多少は返還されるかなと思っております。

でも、じゃあ住民の立場に立っていえば、それ以上に子育て世代の財政状況も大変になっているんだと思っています。子ども手当の導入時は、その財源として年少扶養控除が廃止されて、所得税や住民税が値上げされました。ところが最近、この子ども手当も減少していき、逆に言えば負担増の部分だけが残ったということで大きくなっています。本気で少子・高齢化問題、少子化問題を解決していくためには、確かに自治体努力では限界もあると私は思っております。そこでは国が最重要の国策として、結婚や子育て支援の拡充を行って

いく必要があると思っています。

特に保育料でいえば、2005年の衆院選において自民党の公約には幼児教育の無償化としてありました。これには、国民もそうですけれども、自治体、例えば市長自身も期待したのではないのでしょうか。保育料の無償化、無料化を早急に行ってもらうように、市長にはぜひそういった姿勢で、市長会やさまざまな場所や時で臨んでいただきたいと思っておりますし、それまでは何としても、今、財政は苦しいけれども、保育料は見直しではなく、弥富市としては頑張っていくんだと、こういう姿勢をぜひ示していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もちろん頑張ってますよ。そういった形の中で子育て支援という状況の中で、保育料の問題についてはその一端であることは十分承知しております。しかし、さまざまな子育て支援という形の中で、これからも我々としての施策といたしましてやっております。そうした形の中で、もう少し広く視野を議員のほうにも開いていただきまして、ただ単に保育料、保育料、保育料ということじゃなくて、全体的な子育て支援ということについても弥富市の施策の中で目を向けていただきたいと思っております。

また、こういったことにつきましては、県、あるいは国のほうに対する要望ということについても機会あるごとに要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにさまざまな子育て支援を行っていく必要はあるのかなと思えます。保育料だけではないと言いますが、でも保育料に対してもウエートが大きいかなと私は思っておりますし、財政状況の壁を突破するには避けては通れない、確かに市長も先ほど県平均までは持っていかに、少し負担がふえるのはお願いするけれども、考えた段階で9月に出すということなので、またそちらを見てから判断させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

弥富市のPR事業についてですが、私としては3つの花や樹木に関しての項目と、あとは、きんちゃんについて少しお話しさせていただきたいと思っております。

まず、花の3つといえば弥富市三大花まつりとして大変好評をいただいております、新聞などで弥富市だけではなくて広く宣伝し、呼び集めている芝桜まつりですね。弥富インターの出口をおりたところにも大きく「金魚と芝桜のまち」として看板が出ておまして、年々弥富市の芝桜も知名度が上がっているんじゃないかなと思っております。以前ですと、たしか金魚と文鳥のまちとなっていたのが、いつの間にか芝桜に変わっているということでござい

ますけれども、ただこの芝桜、残念なことに年々空洞化と申しますか、部分的に枯れて、はげたようになっていくところが目立つようになってきたと思います。

ことしの芝桜まつりでは、奥のほうのことし植えたばかりの芝桜はびっしりときれいにじゅうたん状に咲いておりまして、すごくいい感じで見応えがあったものだと思っておりますが、それ以外のその前から植えてあった芝桜については、かなり枯れたような弱々しい状態でございます。

つい先日、この芝桜のところを私の今の住所であります五斗山会の美化環境活動として除草作業をお手伝いさせていただいたんですけれども、そのときかなり草に侵食されておりまして、茎の部分も茶色く変色した枯れかけた芝桜であったり、芝桜自体がごっそりなくなっている部分も多くあったんです。

そこでお尋ねさせていただきますが、この芝桜に対してどのように管理をしているのか。また、現状をどのように考えて、この枯れたりしている部分がどこに原因があって、そして今後どのような管理をしていく予定なのか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、どのように管理をしているかというようなことですが、まず御答弁申し上げる前に、芝桜につきましては、生育不良などがあり、皆様に御心配をおかけしました。この場をかりて、おわびを申し上げたいと思います。また、地域のボランティアの皆様方には、昨年の植樹祭や除草作業、これらに御協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、三ツ又池につきましては、防災機能及び環境機能の保全を図るために、施設を適正に管理・運営することを目的に、弥富市、愛西市、土地改良区で三ツ又池管理協議会を設置しております。農政課を事務局といたしまして、施設全般の維持管理を行っておるところでございます。芝桜につきましては、その三ツ又池管理協議会の予算の一部を使用しまして、除草や補植の管理をしております。

また、芝桜を、枯れているようなことがございますので、どのように考えているのか、どんなような原因があるのかというようなところにつきましてでございますが、芝桜を三ツ又池公園に広く植栽をさせていただきまして市民の皆様楽しんでいただこうと考えておりますが、一部が枯れてしまいまして、先ほど申しましたけれども、御心配をおかけしております。

芝桜の寿命が5年程度と言われており、最初に植栽をしました芝桜は平成21年度に植栽いたしました。既に5年を経過しておりますので、一部はこの寿命によるものではないかと考えておるところでございます。しかし、5年未満のものにつきましても枯れているところが

ございます。土壌によるものなのか、肥料不足なのか、水不足なのか、日当たりが悪いのか、また病気が発生してしまっているのか、原因がいろいろあると考えられます。

それで、業者の方や芝桜を栽培されている農家の方にお聞きしましたが、はっきりとしたことがよくわからない、不明というようなことが答えで返ってきて、そんなようなところが現状でございます。

今後どのように管理をしていくのかというような点でございますが、三ツ又池管理協議会の予算には限りがございますので、本年度は弥富市の予算に三ツ又池公園管理委託料として300万円を計上させていただきました。その予算を活用しまして、拠点広場を中心に、その区域の芝桜の張りかえと既に枯れてしまった箇所への補植を行ってまいりたいと考えております。

また、本年もボランティアの皆様方に御協力をいただきまして植樹祭を開催し、1万5,000株ふやしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私も少しこの芝桜について調べてみました。先ほど部長が言われるように、芝桜の寿命が3年から5年と言われておりまして、それで枯れたり、はげたりすることが多いようです。同じ場所で長い時間、長期間にわたって育てる場合、株の上から茎の下半分程度が埋まるぐらいに土をかぶせなければならないと、そういうことを行ったり、先ほど言われたように補植、新たな苗を植え直したりする必要があるそうでございます。今年度から、そうした管理や補植の予算が300万円ついているということなので、ぜひ来年こそは見応えのある芝桜にしていきたいと思いますと思っておりますので、お願いいたします。

では、続きまして、これもまた弥富市の三大花まつりとして大々的に宣伝を行っている藤まつり、これについて、この大藤の藤は江戸初期に植えられ、尾張の名所図会にも載っている天然記念物であって、由緒ある藤として伺っております。今年度は特に服部擔風先生の書斎も移設されまして、大変趣のあるものになってはいますが、やはりこの藤も少し元気がないように感じます。

そこでお尋ねしますが、同じようにこの藤の管理をどのようにして行っているのか。また、現状をどのように考えて、木々が弱っていく原因は何なのか、そして今後の対策を教えてくださいたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 森津の藤に関しましては、江戸時代の正保4年（1647年）ですが、森津新田開拓当時に植えられたと伝えられ、樹齢370年の市指定の天然記念物です。

議員御質問の藤の管理ですが、年間を通しまして業者に管理委託しております。29年度の予算としましては243万5,000円で、森津の藤及びおみよし松を管理しております。

現状をどのように考えているかということなのですが、議員も言われたとおり、森津の藤は江戸時代末期から明治時代初期にかけて刊行された尾張名所図会には、当時、花の長さ四、五尺より1間ほどにも及べりと紹介されていることから、120センチから180センチほどの花の長さがあったと思われます。しかし、現在では数十センチにしか花が育っておりません。このことから、木自体がかなり弱っているものと考えられます。

弱っていく原因なのですが、元来、鍋田川に面していたこともあり水の多い場所に育った森津の藤ですが、ある程度の水を必要としていたことが考えられ、その中で水の管理がかなり重要な要素となっております。面していた鍋田川の廃川の影響、それから伊勢湾台風での塩水の影響で、年々森津の藤自体がかなり弱っているものと考えられます。

また、管理を今後どのようにしていくかということですが、樹木の管理としましては改善できるよう適切な管理をしているところですが、また樹木医の指導等も委託の中に含んでおり、樹木医からの指導を受けているところです。

今後は、基本構想の段階であります。森津の藤公園の拡張整備の中でも藤の管理・保存方法を検討し、市民の憩いの場として有効な対策を講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 樹木医のほうもやっているということでございましたが、私、近隣市町で見事な藤が咲いております津島市のほうに調査させていただきまして、どうやって管理しているのかとちょっと聞いてまいりました。津島市ではおよそ5,034平米、弥富市のほうは20平米程度でございますが、その25倍以上もある藤棚に、意外とびっくりしたんですが、600万円程度の予算で管理しているということでございました。意外と安いかなと思っております。きちんとした樹木医に見てもらって、その指示を受けて専門業者に依頼し、肥料や水などを適正に管理してもらっているそうなんです。やり方としてはうちと変わらないと、今おっしゃったことと変わらないかなと思うんですけども、その業者は毎年研修なども受けて研究しているようで、毎年同じ肥料を普通はあげるのかなと思ったら、そうではなくて、年度年度によって、ここは足りない、ここは足りないということで、やりかえをしていきながら行っているそうです。

ですから、そういったところを研究して、見応えのある管理をお願いしたいと思っておりますので、今、樹木医さんのほうにもしっかりと見てもらっているということでございましたが、また津島市さんなどにも聞いて協力してもらって、そういった専門の方に見てもらってはどうかと思いますし、この際、藤だけではなくて、先ほど言った芝桜も一緒に見てもらって適正な管理をお願いしたらどうかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 森津の藤につきまして、那須議員のほうからいろいろと情報をいただきました。また詳しくは担当のほうとお話をさせていただきながら、一つの参考意見として我々としても学んでいきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 管理のほう、見応えのあるものに、せっかく三大花まつりとうたってありますものですから、ぜひお願いいたします。

続きまして、もう一つの花は、三大花まつりでいうと桜かなと思うんですけど、桜は本当に見事に咲いておりますので、そこはいいかなと思いますので、もう一つの花としては、アイリンプロジェクトの取り組みについて伺いたいなと思っています。

先日、海南病院主催の防災フォーラムで、ぜひ弥富市にアイリンブループロジェクトを広めるための自治体になってほしいということで提案がございました。その普及として放映された短編映画「ふうせんふふふ、そらららら」というものも大変見た中ではすごいよいものだと思います。

アイリンブループロジェクトとは、3・11東日本大震災で石巻市の6歳の少女、愛梨ちゃんが亡くなった場所に咲いた奇跡の花、白いフランスギク、実は僕、マーガレットだと思っておりましたが、よく似ているけれどもマーガレットじゃないということなので、白いフランスギクを植えて命の大切さを未来につなげ、教訓として見るだけでも心の防災教育になるように、震災を伝える希望の花になるように願いを込められたプロジェクトでございまして、私はこれは防災教育としてやっていかなければならない弥富市にとっても大変よい取り組みだなと思っておりますので、そこでお尋ねしたいと思います。

まず、弥富市として、このアイリンブループロジェクトに参加していくのかどうか。もし参加していくのであれば、どのように進めて、どの場所で植えていくというふうに考えているのか。また、もしこれをやっていくとしたら、PRしなければ、周知しなければ意味がないと思いますので、どのようにPRしていくのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） アイリンブループロジェクトの趣旨につきましては、今、那須議員のほうから御説明をいただいたとおりでございます。私どもといたしましては、このプロジェクトリーダーであります、すがわらさんという方と七ヶ浜のほうで私もお会いしまして、これは海南病院の山本院長に御紹介をされて、私が七ヶ浜の町長さんのほうに行政応援をしておりますので、うちの山本君が帰るといような状況の中で御挨拶に伺ったときに、すがわらさんとお会いしました。そして、事細かにアイリンプロジェクトのお話を聞いたわけで

ございます。そして、海南病院主催のもと、私ども弥富市は共催という形の中で防災フォーラムを開催させていただいたところでございます。

大変私もこのプロジェクトにつきましては感銘を受けておりますので、これからもしっかりと継続をしていきたいと思っております。そして、2020年には石巻のほうで追悼公園、公園ができるというようなことも聞いておりますので、そういった形の中でこのフランスギクの花畑をつくって、忘れない3・11というような形でやっていかれるわけでございますので、そんな形の中で最終的にはゴールを見出していければいいかなど。逆に言ったら、私どもから石巻のほうへフランスギクをお贈りするようなことになればいいかなあというふうにも思っているところでございます。

そして今現在、具体的には、このフランスギクにつきましては海南病院の中庭で種からまかれて育てられております。そして、その株分けを私ども弥富市はいただくということになっておりますので、そうした暁には、基本的には学校であるとか、あるいは公共の施設の一部というような状況の中で植えつけをしていきたいと思っております。

なぜ学校かということになりますけれども、これは先ほど教育長のほうからも話がありましたように、防災教育の一環として、その花を見ていただいて児童・生徒が感じていただきたいなあというふうにも思っておるわけでございます。そして、また公共施設の公園等におきましても、一角を占めていくような形で植えつけていきたいと思っております。

市民の皆様には大々的にPRをするということではなくて、広報等を通じて、こういった場所にこういうフランスギクがございまして、その意味合いはこうですよということを立て看板等をつくりながらPRしていければと思っております。

このアイリンブループロジェクトにつきましては、すがわらさん、そして佐藤愛梨ちゃんのお母さんとも電話連絡をとらせていただいておりますので、しっかりと継続するということを約束しておりますので、2020年に向けて具体的な行動にしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうも、このプロジェクトを進めていくということで、公共施設や公園等に考えているということでございます。

私としては、もう一つ踏み込んで、例えば三大花まつりの芝桜が植えてある一角、どこかその部分を一斉のマーガレット畑にするとか、そういったことも踏まえながら、市民にも余り大々的にはということでありましたけど、私は大々的にやってもらって、防災教育、本当に見るだけでも心の防災教育ということで進めていただきたいなと思っておりますので、そのあたりはまた今後、慎重に検討していただければと思っております。

弥富市にも、いつ震災が来るかわからないですが、その教訓を忘れず、いつ来ても備えられるように防災意識を高めていければと思いますので、周知のほうもぜひ頑張ってください

たいと思っています。

最後になりますけれども、弥富市のゆるキャラとして大変親しまれているきんちゃん、きょうはここに置いていただいておりますけれども、このキャラクターはかなり完成されたものではないかなと思っています。大きな目の人はもてると言われておりますけど、大きな目をしているんですね。赤い尾ひれ、とさかと……、尾ひれがありまして。とさかと言うとあれですけど、背ひれがございまして、現に私の友人や、その子供たちにも大変人気がありまして、実はきんちゃんグッズなどを欲しい欲しいとせがまれるぐらい結構人気があるんですね。ゆるキャラの効果は……。

〔発言する者あり〕

○7番（那須英二君） 尾ひれでございます。

〔「背ひれ」の声あり〕

○7番（那須英二君） 失礼しました。

ゆるキャラの効果といたしましては経済的にも高く、ゆるキャラグランプリなどに上位に入り注目されれば、何億というような経済効果があるとされています。例えば有名なところで言いますと、熊本県の「くまモン」の経済効果は1,200億円とされていますし、最近は何も見ないんですけれども、船橋市の「ふなっしー」は、それを超えて8,000億円とされています。また、2008年から2013年度に活躍した柳ヶ瀬の商店街のキャラクターである「やなな」は、この柳ヶ瀬商店街を活性させる目的を見事に達成したとされています。

現在行われている、ゆるキャラグランプリではないんですが、J I M Oキャラ総選挙というものがございます。こうしたものでございまして、現在、40キャラ中、このきんちゃんの位置は今27位で、154ポイントしかないという微妙な位置になっておりますので、6月22日まで投票ができます。1日1回投票ができますので、ぜひこの議会を見ている皆さんにも、「J I M Oキャラ総選挙」とインターネット等で検索していただいて投票していただきたいと思っています。私も毎日投票しております。たまに忘れていたりすることもあるんですけれども、毎日やっておりますので、ぜひ皆さんにも協力していただいて一緒に盛り上げていければと思っています。

また、きんちゃんが有名になれば、経済効果だけではなくて、弥富市も注目を集めて、そして金魚の魅力や、ここに住みたいと思ってくれる方もふえてくるかもしれません。そこで、金魚や弥富市を広く知ってもらうために、拡散力の強いツールとして、このきんちゃんをLINEのスタンプなどをつくって市民を初めより多くの人に知ってもらって、多くの人に弥富市に興味を持って来てもらえるようにしてはどうかと思っています。

LINEは今のコミュニケーションツールとしてはほとんどの人が利用しているので、絶大な拡散力があると思います。市民の方に使ってもらって、それが友人や親、また子供とい

ったように、しかもさらにその友達へとといったようにどんどん広がっていくものになりますし、そんなに莫大な予算をかけなくてもコスパ、市長の好きな費用対効果の高いPRツールになると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

今、那須議員からはJIMOキャラ総選挙のPRをしていただき、大変ありがとうございます。JIMOキャラもそうですし、ゆるキャラのほうも参加する予定でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

LINEスタンプでございますが、LINEスタンプとは、無料通信アプリで友達との会話、トークの際に使用する絵文字のことでございます。LINEの利用者は、このLINEスタンプを活用しまして、文字だけでは伝えにくい言葉にしづらいニュアンスを友達に伝えております。LINEでの会話を盛り上げ華やかにすることができるため、このLINEの利用者にはとても人気があるものでございます。

LINEスタンプで近隣の市町村、この海部津島を調査しました結果でございますが、あま市のキャラクター「あまえん坊」がありました。LINEスタンプの作成につきましては、弥富市及び市のシンボルキャラクター「きんちゃん」の知名度の向上ですとか地域活性化に資すると考えておりますので、弥富市観光協会の平成29年度の事業として今計画をしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、観光協会のほうで今年度中に頑張っていくということなので、できた際には私自身も使いますし、ぜひ皆さんも使っていただいて弥富市のPRをしていただければと思ひます。市民一体となって弥富の応援をするということで、一緒に弥富市を盛り上げていけたらよいと思ひます。ぜひ御協力のほうをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願ひします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、教育の分野で1つ、まちづくりの面で1つ質問させていただきたいと

思います。

まず1つ目、教育の分野で小・中学校の道徳の教育について質問させていただきます。

教育の目的は知・徳・体の調和的発達を目指すものでありますが、この中でも徳育は極めて重要なものであると同時に、広い捉えどころのないものと言われます。私は、日本人は一般的に昔も今も道徳的な心を持ち合わせている方が多いと思っております。マスコミでも時々出てまいります。諸外国に比べ、日本の公共的なところはごみが少ない、おもてなしなど他人のことを考えて行動する人が多いなど、まことに誇らしいことであると思っております。

さて先般、大阪の某幼稚園での様子をテレビで見ましたが、まさに怖く感じさせられたものの一人であります。幼児は言われたことをそのまま覚えてくれます。そういう意味で危険なこと、事の善悪についてはしっかりと教えることが大切であります。家庭におけるしつけは、物心ついたころからしっかりと定着させることが重要であります。食事の前の手洗い、食後の歯磨きなど、大人になってからも続けられるよい習慣だと思っております。家庭教育は、小学校・中学校の生活態度につながっていく大変重要なものであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 家庭教育の重要性について答弁申し上げます。

近年、社会情勢の変化に伴い、都市化や少子化など多様な家族形態、そして雇用環境の変化等、子育てや家庭教育を取り巻く環境が変動する中で、子育て世代の保護者がゆとりを持って楽しみながら子育てができていない状況であり、家庭の教育力の低下は否めません。

家庭教育は、家族の触れ合いを通して、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的マナーなどを身につけていくなど大変重要な役割を果たすものであります。学校と家庭の関係がよくなないと、子供さんに悪影響を及ぼすことも考えられることから、全ての教育の出発点が家庭教育でないかと認識しております。

市としましては、教育大綱の基本理念であります知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成のために、あすの本市を担う人材の育成に向け、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力向上など教育活動の推進のため、家庭教育に関する学習の機会や親子の共同体験の機会の充実、子育て支援のネットワークづくりの推進、保護者の方の家庭教育参加の支援・促進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、近年、家庭教育という言葉が余り発せられなくなったのではないかと思っております。数十年前は家庭教育推進協議会なるものがどこの自治体でもつくら

れ、それにあわせてPTA活動も随分活発に行われていたように思います。今はどうでしょうか。家庭に余裕がなくなっているのではないかと。つまり、両親ともに忙しい家庭がふえているように思います。もちろん、保育園や幼稚園でもしつけは行われるでしょう。しかし、どんなに忙しくても、家庭教育はおろそかにはできないと思います。

さて、本題に戻します。

小・中学校では道徳の授業があります。現在の道徳指導は、昭和33年度の学習指導要領から4度の改訂を経て約60年間、現在に至っております。週1時間、年間35時間です。しかし、これまでは教科ではなく特設として行ってまいりました。しかし、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で教科化をされるわけです。それによって道徳の指導がどうなっていくのか。また、本市としてどう対応していくのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 平成30年度から教科化される道徳指導への対応について答弁申し上げます。

このたびの学習指導要領の改訂に基づき、道徳教育の充実に関しては、先ほど議員も言われたとおり、先行して小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から特別教科化されます。道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を育てることが目標です。今回の変更点では、問題解決や体験的な学習なども取り入れ、考え議論する道徳教育を目指しています。

また、何を知っているかだけでなく、知っていることを使ってどのように社会・世界とかわかりよりよい人生を送るかの資質・能力にまで引き上げることを目指すとしており、教師は今まで以上に多様な展開と指導方法の工夫が求められていくことになると思われます。

特定の考えを押しついたりせず、道徳的な価値を自分のこととして捉え、よく考え、議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判で従うような子供ではなく、主体的に考え未来を切り開く子供を育てていくように展開していきます。

本市の平成29年度の道徳教育については、豊かな心の育成に向けて、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めることを基盤とし、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心の育成を目指して人権を尊重する精神を養い、人間としてよりよく生きていくための道徳的実践力の向上に努めること、そして我が国及び地域の伝統や文化などを学ぶとともに、弥富市民憲章を児童・生徒の発達段階に応じて活用するなどして、地域に根差した生き方を考え、よりよい社会の形成に主体的に参画しようとする態度を育てていきます。

また、平成28年度に県の委託を受けて弥富中及び日の出小で実施した道徳教育の抜本的改善・充実にかかわる支援事業の取り組みの成果を生かしながら、本年度は海部地方教育事務

協議会研究委嘱校である桜小を中心に、弥富市全体の道德教育のさらなる充実を図ってまいります。

どうか議員の皆様にもおかれましても、お時間が許せば、桜小学校の研究発表会に参加していただければ幸いです。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、本市の小・中学校道德教育は、研究指定等を受け、県下の中ではまさに先進的であると思います。したがって、評価についてもよく研究されてきたのではないかと思います。

これまで道德の評価は行われたことはないわけですが、来年度から指導要録に記録するために行わなければなりません。これは大変難しいことだと思います。このことについて教育委員会はどのように考え、学校現場を指導していくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教科化される道德の評価について、基本的な考えを答弁申し上げます。

道德科の評価は、学習状況及び道德性にかかわる児童・生徒の成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこととし、通知表には数値による評価は行いません。他の児童・生徒との比較ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめて認め、そして励ますという一人一人のよい点や可能性、進歩の状況を評価する個人内評価として記述により行っていく方針であります。授業中の活動の様子や道德ノートの記述、授業後の感想文等を蓄積することが本人の評価につながっていくものと捉えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま通知表のことが出されました。通知表に文章表現で評価をするということですが、通帳表にはこれまでも文章で評価する欄があります。小学校高学年では外国語活動、総合的な学習、そして教科の学習・行動等についての総合所見の3つの欄があります。中学校は外国語活動以外の2つがあります。

そこでお聞きしたいのが、これまでの行動の記録はどうなっていくのでしょうか。保護者の方は御存じのように、行動の記録は10項目から成り、十分満足できる場合は丸印がつき、その他は空欄となっております。そして、全体の所見を文章であらわすわけですが、この10項目と道德の内容項目とダブっているものが多くあります。このあたりはどう考えてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 通知表及び指導要録には、議員が言われたとおり行動の記録欄というものが、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわた

って認められる児童・生徒の行動について項目ごとに学年別の趣旨に照らして、十分に満足できる状況にあると判断される場合には丸印を記入するとあります。項目は10個ありまして、基本的な生活習慣、健康・体力の向上、自主・自立、責任感、創意工夫、思いやり・協力、生命尊重・自然愛護、勤労・奉仕、公正・公平、公共心・公德心です。

評価は絶対評価で、人との比較ではなく、個人としてすぐれている点についての記録です。子供のよさや可能性を気づかせ、自己のよさを伸ばしていくようにするための評価です。

教科道徳の評価は、授業において道徳的諸価値を理解し、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考えられたか、自他の生き方について考えを深めることができたかを評価するものであり、片や通知表の行動の記録は、学校生活での個人の行動としてあらわれた記録です。当然、道徳的価値としてダブっているところは連動する場合が少なくないかと思います。

いずれにしても、道徳の授業の結果、行動としてよい面が加わっていくことは望ましいことと言えるでしょう。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） とにかく、初めてのことであります。道徳の評価は大変難しい問題だと思っております。週1時間の授業で道徳心が評価できるのかという課題が残ります。よく道徳は、全教育活動の中で行われるものだと言われますが、道徳的実践力などはなかなかはかることができません。小・中学校を卒業して将来的に出てくるものもあります。したがって、指導する側も大変難しいものがあると思えます。

指導内容は4つの大きな柱があり、指導項目として学年に応じて19から22の項目があります。1つの柱を例にしますと、主として人のかかわりに関することで5つの内容項目があります。親切・思いやり、感謝、友情・信頼、相互理解、寛容であります。いわゆる道徳的価値と言います。よく価値の押しつけはだめだと言われますが、どれをとってみても問題のない項目であります。

これまでの道徳教材は、読み物を読み、主人公の心の変化などを読み取っていく国語的手法が主であったと思いますが、これからはどうなっていくのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 今回の改正により、検定教科書が導入されます。内容については、児童・生徒が発達段階に応じて答えが一つではない課題を一人一人の児童・生徒が道徳的な問題と捉えて向き合う考える道徳、議論する道徳へと転換を図るものであります。また、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、アクティブラーニングを取り入れ、問題解決的な学習や体験的な学習等を取り入れた指導方法の工夫を行うことも示されております。

これまでの型の授業が否定されるわけではなく、学校、児童・生徒の実態を踏まえた指導

方法を選択し、先生自身がアレンジして実践していくことが重要であると考えております。  
以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） どの指導項目も、多くは小1から中3まで9年間にわたって行われていくわけでありますが、国語や算数のように学問として体系化していない内容を学年に応じて系統的に指導していくということは大変難しいものがあると思います。私は、道徳教育は必要だと思っております。まさに人間教育であります。

最後になりましたが、道徳教育全般につきまして、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員にお答え申し上げます。

今までの御質問の中に教育長が答弁させていただいておりますけれども、道徳教育の重要性、必要性ということにつきましては、御理解もいただいたところではないかなあと思っております。これは、皆さん御承知のように、大津のいじめ問題が契機となりまして、2013年に教育再生実行会議というのがございまして、その中で道徳教育の重要性が指摘され、それが具体的に道徳が教科になることが決まってきたわけでございます。そうした形の中で、しっかりした児童・生徒を育てていこうということの本気になってやっつけようということだと思っております。

私どもも、その教育再生実行会議に基づきまして、しっかりと本市においても道徳教育を積極的に取り組んできているわけでございます。そうした形の中で、数年前から各小・中学校に道徳教育に対してさまざまな授業・研究を行ってきております。そして、その一環として、ことしの秋には、11月21日でございますけれども、桜小学校におきまして海部地方の事務協議会の研究委嘱の2年目となるということで、桜小学校で発表を行うことになっております。どうぞこの発表において、弥富市の道徳教育はどのような段階に来ているかということにつきまして、議員各位の御出席をいただきたいというふうに私のほうからも御要望申し上げます。大変お忙しいときではございますけれども、ぜひ弥富市の道徳教育という形の中でごらんいただければと思っております。

しかしながら、私は教育のさまざまな会議の中においてお話をさせていただいているのは、教育というのは3つの大きな柱がしっかりと組み合っこそ、子供たちを育ていけるんだということを言っております。1つは、もちろん学校教育の重要性でございます。しっかりと学校教育の中で児童・生徒を育てていただきたい。

そして、2点目におきましては社会教育でございます。子供たちがどんな地域であるとか社会と向き合うことにおいて自分自身を啓発していくとか、自分自身を育てていくとい

うようなことを学んでいかなきゃならないと思っております。

そして3点目が、今、大変重要なのは家庭教育だろうと思っております。家庭教育の中にこそ、我が子供に対してしっかりと教育をしていただきたいと思っております。どうもこの辺が最近では、保護者の方が忙しいとか、いろんな形の中で子供と本当に向き合う時間が非常に少ないのではないかなあと思っております。

私たちの子供のころという形の言い方はよくないかもしれませんが、親からはいろんなことを言われたし、また反感、抵抗もした記憶もございます。そうした形の中において、自分自身が親から学ぶというようなことが多々あったわけでございます。そうした家庭教育というのが私は大事だろうというふうに思っております。

そして、先ほど言いましたそれぞれの教育の柱を1本に組み合わせることにおいて、弥富市としての子供を育ていけるのではないかなあと思っておりますので、道德教育に限らず、市の教育全般につきましても、永井議員からもまたいろいろと、御経験者でございますので御示唆いただければと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 貴重なお考えをありがとうございます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

増加する空き家対策についてであります。

先日、テレビを見ておりましたら、全国的にすごい勢いで空き家がふえているというニュースが流れました。新聞では近隣市町村の様子が報道されました。4月12日の中日新聞で稲沢市の例が出され、空き家が445件、このうち32件が倒壊の危険性があるとされています。岩倉市では518件、一宮市では1,776件、弥富市では約300件と報道をされました。

弥富市の市の答弁では、24年度調査で、過去の一般質問ですが64件ということでありました。たった5年の間に約5倍もの空き家ということであります。

そこでお伺いしたいと思います。

市内での現時点における空き家のはっきりした件数及び倒壊等の危険家屋数を教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

平成28年度に区長・区長補助員さんの御協力を得て実施しました居住者がなく適切に管理されていない家屋の実態調査及び空き家等データベース作成業務委託結果によりお答えいたします。

空き家件数、こちらは適切な管理がされている空き家を含むものでございますが315件、このうち倒壊等の危険を伴う特定空家と思われる空き家は12件となっております。

なお、平成24年度調査結果は64件でしたが、当時の調査対象は居住者がなく適切に管理されていない家屋でした。これは空家等対策の推進に関する特別措置法施行以前であり、空き家の定義も明確でなかったことから、28年度調査結果との増減比較は難しいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ちょっと調査の方法が違ったということではありますが、いずれにいたしましてもこのふえ方はまさに驚きであります。この先、この勢いでふえ続けるとは思われませんが、さらにふえていくということは明らかであります。市といたしまして、将来予想はされてみえるのでしょうか。もし推定値というようなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 人口減少化は弥富市でも予測されていることから、空き家に関しても将来的に増加することは懸念されますが、推定値までは算出しておりません。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 空き家増加の現象は全国あちらこちらで問題になっているということにはさきに述べたとおりであります。その数や1,000万件に近づく勢いだそうであります。

そこで、国は平成27年2月に空家対策特別措置法をつくり、5月に完全施行をされました。この法律の趣旨を教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 近年の少子・高齢化等の社会的構造や産業構造の変化に伴い、全国的に空き家が増加しており、中でも所有者がわからない、または所有者が空き家を放置し続け適切に管理しない等のため、この空き家が倒壊等の危険な状態になったり、放火の危険や衛生上有害な状態が社会問題化してきたことから、市町村等自治体がこれらに適切に対応できるよう法律の整備がされたものであります。

施策の主なものといたしましては、まず1つ目、国、県、市町村の役割がそれぞれ明確になりました。

2つ目としまして、市町村は空き家等に関する対策を計画的に実施するため空き家等対策計画を定めることができ、体制整備としましては協議会を組織することができるようになりました。

3つ目といたしまして、情報収集につきましては法律で規定する限度において空き家等の調査が可能になり、所有者等を把握するため、固定資産税情報の内部利用が可能となりました。

4つ目に、特定空家等に対しまして、除却、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能に、さらに行政代執行により強制執行が可能となりました。

これらにより、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施できるようにしたものであります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 建物は必ず朽ちてまいります。危険家屋と言われる近くに住んでいる方々は、年々その不安が増してくると思います。しかし、その土地に建物があると、土地の固定資産税が優遇されるそうですが、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 現在、固定資産税のうち住宅用地に対しては、税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されています。200平方メートル以下の小規模宅地用地の課税標準額は価格の6分の1とされ、200平方メートルを超える面積は一般住宅用地と区分され、課税標準額は価格の3分の1の額とする特例措置が適用されております。

しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合には、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外することとなりました。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 何にしましても、解体するのにも多額の費用がかかり、更地にすれば税金が上がるということで、なかなか撤去するという事に結びついていきません。そうかといって、そのまま放置することは許されません。そういう意味で、この法律がつけられたのではないかと思います。

この法律が施行されて以降、本市としてどんな手を打ってきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） これまでにも、危険な空き家に対する相談等があった場合、できる範囲で相談や指導等はさせていただいております。しかし、所有者等がわからない、相続等の問題があるなど、対応にも限界がありました。しかし、特別措置法施行後は、所有者等の把握をするため固定資産税情報の内部利用等により、相談に対して担当としても動きやすくなってまいりました。

また、平成28年10月には、特別措置法に基づく弥富市空家等対策協議会を設置いたしたところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま空家等対策協議会が立ち上げられたという答弁がありました  
が、現在この協議会でどんなことが話し合われ、この先どうなっていくのかをお教えいた  
きたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 昨年10月17日に第1回弥富市空家等対策協議会  
を開催いたしました。協議会委員には、司法書士会、不動産鑑定士協会、建築士事務所協会、  
土地家屋調査士会、宅地建物取引協会の専門家の各代表の方々を、また市民代表として弥富  
市区長会長さんをお願いしております。

協議会会議では、平成28年度の適切に管理されていない空き家等実態調査結果の説明をし、  
特定空家等を判断する基準案をお示しして御意見をいただいております。

近々には愛知県よりガイドラインが出されるとお聞きしておりますので、それを参考にし  
た判定基準案を協議会の専門家の委員の方々にお諮りし、弥富市の判定基準を作成したいと  
考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 危険家屋の撤去はいろいろな段階を経た上での最終的な方法である  
と思うんですが、持ち主がわかれば、よく話し合い、円満解決が最も望ましいと思います。

さて、他の市町村では空き家の利活用にまで及んでいるところがあると聞きます。本市で  
も十分に使える空き家の利活用について考えていく方向はあるのでしょうか、お答えくだ  
さい。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 平成28年度の実態調査で抽出された空き家の中  
には、不動産市場等に上がっている物件も相当数あることや、利活用について相談があつた  
場合には情報等の提供はさせていただいておりますことから、当面は特定空家の対応を急ぎ  
たいと考えております。

しかし、将来的にはさらに空き家がふえることも予測されていることから、空き家等の利  
活用につきましては、市区域の約8割が市街化調整区域であり、都市計画法の制限等により  
用途によってはハードルが高いなど課題もございますが、活用できる空き家及び空き家等の  
跡地活用を含め、空き家等対策計画の中で考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 安易な考えかもしれませんが、私は空き家の有効活用として、地方か  
ら来ている名古屋の大学に通っている学生さんたちに安い家賃でグループ貸しするなども、  
この地の利の便で、まちの活性化という意味でおもしろいのではないかと思います。この先

いろいろと知恵を集め、いろんな方法を考えていったらどうでしょう。

最後になりましたが、市長にふえ続ける空き家対策についてのお考えをいただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員にお答え申し上げます。

当市でも空き家が年々年々ふえてきているということは、今までの御質問、答弁の中で御理解いただくところでございますけれども、適切な管理がされている空き家ということも300件以上あるということと、一番問題なのは全く危険を伴う家屋があるということだと思っております。十数件、そういった形の中で危険家屋があるわけでございますけれども、こちらのほうも年々増加しているというような状況でございます。

空き家として残る住宅には、それなりの理由があるというふうにまずは思うわけですね。基本的には、高齢者のみの世帯が住んでみえる方が空き家になる確率が非常に多くなってきております。通常、住む人がいなくなった住宅につきましては、不動産物件という形の中で流通して売買、あるいは賃貸というような形で活用されるわけでございますけれども、それがなかなか思うように進まないということと、もう一つは相続がされていないということが実はあるわけですね。

御承知のように、相続というのは一定の期限までにしっかりとやりなさいというようなことの定めがないものですから、そのままほっておかれるということが非常に多いわけでございます。そしてまた、再建築が非常に不可能な土地であるというようなことも、この空き家の問題については課題としてあるかなあと思っております。

国のほうでも、ふえ続ける空き家に対して特別措置法という形で、市町村に対して権限を与えるという形で、強制執行というようなことにも及んでいいよということはあるわけでございますが、ことしいっぱいはしっかりとその協議会の中で、先ほども答弁させていただきましたけれども、判定基準の策定というものをしっかりと我々としては市としてつくってきたいと。そして、この空き家に対してどうしていくんだということが必要かなあと思っております。

いずれにいたしましても、強制執行する上においても大変重要な税を使うわけでございますので、わかりました、じゃあ強制執行で壊しましょうというわけにはまいりません。仮に壊させていただいても、さまざまな形の中でその請求に対してはお願いをしていくというようなことにもなっていくわけです。そういった形の中で、ほっておけば自治体が壊してくれるよという安易なことは絶対してはならないだろうと思っております。

そんなふうに考えるわけでございますけれども、一つの判定基準を策定した場合においては、全く危険を伴う家屋については、これは自治体として考えなきゃならないと思っております。

ます。そういった形の中で子供たちが出入りをしたり、あるいはいろんなことの悪さをされたりというようなことがあって、非常に他に影響を及ぼすというようなことがあろうかと思っています。そうしたときにおいては、その案件につきまして議員の皆様にもしっかりとお話をさせていただいて、平成30年度からはそういったような予算も組んでいくことが必要だろうと思っているところでございます。そして、予算を組んで強制執行していくということも視野に入れていきたいと思っております。そして、地域の住民の皆さんが安心して生活がしていただけるように、一歩先の策を講じていかなきゃならないと思っておりますので、今後とも各議員の皆様方の御意見等もお聞かせいただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

